

平成22年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年 9月21日（火） 9時30分 宣告

1、出席議員

| | | | | | |
|----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 安部大助 | 7番 | 齋藤昭一 | 13番 | 吉田政司 |
| 2番 | 前田芳樹 | 8番 | 石田茂春 | 14番 | 福田晃 |
| 3番 | 平田文夫 | 9番 | 高宮陽一 | 15番 | 安部和子 |
| 4番 | 齋藤幸廣 | 10番 | 米澤壽重 | 16番 | 松森豊 |
| 5番 | 是津輝和 | 11番 | 遠藤義光 | | |
| 6番 | 小野昌士 | 12番 | 池田信博 | | |

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------|------|
| 町長 | 松田和久 | 農林水産課長 | 山崎龍一 |
| 副町長 | 門脇裕 | 下水道課長 | 中前千之 |
| 教育長 | 藤田勲 | 建設課長 | 井川善寿 |
| 総務課長 | 渡部國彦 | 水道課長 | 大庭孝久 |
| 会計管理者 | 嶽野正弘 | 総務学校教育課長 | 岩水守 |
| 企画財政課長 | 齋藤福昌 | 生涯学習課長 | 高梨康二 |
| 税務課長 | 池田高世偉 | 布施支所長 | 山川由夫 |
| 町民課長 | 佐々木秋幸 | 五箇支所長 | 村上和弘 |
| 福祉課長 | 村上静夫 | 都万支所長 | 石川伸吉 |
| 保健課長 | 阿部真澄 | 水産振興室長 | 井川芳樹 |
| 環境課長 | 浅生久 | 総務課長補佐 | 渡部誠 |
| 観光商工課長 | 吉田誠 | 財政係長 | 鳥井登 |
| 定住対策課長 | 岡田清明 | | |

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 11名

議事の経過

議長（米澤壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式の選択制としています。また、質問時間は答弁を除き、30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めるものでありますので、議員各位にはよろしくお願いいたします。

又、執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（米澤壽重）

始めに、3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

通告しております。教育長の職務について、特に一番目は職務の遂行力と自己認識と認知行動についてお伺いします。

教育長もご承知のとおり、隠岐の島町は旧4カ町村が合併し、平成16年10月1日に発足いたしました。11月1日には初代町長として、現松田町長が就任し、12月には第1回隠岐の島町定例会を招集、5名の教育委員の同意案件を提出し議会も全員一致で同意し、教育委員会において教育長に選任された藤田教育長は、隠岐の島町初代の教育長に就任しております。

そして、平成20年10月31日に現松田町長が再選され、12月定例会で藤田教育長、教育委員としての再任同意が提出され、議会で同意され、再度教育長を任され、本日まで約6年、正確には5年9ヶ月、隠岐の島町の教育長として教育行政に携わってきたことは、皆さん周知のとおりであります。

教育長は教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局を指揮監督する立場にあり、極めて重要な職員であります。

教育行政の専門家、すなわち、教育に関し専門的見識を有するとともに、行政にも練達した者であることが要請されるとともに、教育長は教育委員会のすべての会議に出席し、専門的立場から助言を行なうとされています。

そこで、教育長は在籍約5年9ヶ月、その資質・力量が問われており、責任と職務の内容に関する自己認識と認知構造を説明する責任が生じております。

教育長の職務は多岐にわたっておりますが、この度、私が質問するのは重要度の高い職務内容に対して、その遂行力をお伺いいたします。

まず、1から6番目は経営内容であります。

まず、1つ目は経営課題の発見・分析力、2番目は計画力、3番目は管理統制力、5番目は危機管理能力、6番目は政治的交渉能力、次の7から9番目は対人的職務内容であります。7番目、人間洞察力、8番目、口頭表現力、9番目、説得力、そして10番から13番目は実務に関する職務内容であります。10番目、教育の専門的知識・技能、11番目、債務分析能力、12番目、人事管理能力、13番目、情報収集・分析・活用力であります。

以上、13項目の教育長の職務内容について、自己認識と認知構造をお伺いします。

番外（教育長 藤田 勲）

ただいまの平田議員の「教育長としての責任と職務内容に関する自己認識について」13項目のご質問にお答えします。

まず、1点目、経営課題の発見・分析力につきましては教育委員会事務局の組織は個人の力の集積であると捉えております。コミュニケーション不足に陥らないよう強い信頼関係の下、目標を明確にすると同時に、課題の発見と何をやるべきかを整理して、業務効率に繋げるよう留意しております。

2番目の教育哲学・方針目標の提示力に関しましては、教育とは、「人間性を育み人格形成を目指すものである。」と就任以来一貫して教育の基本に定めているところであります。これにつきましては、「教育の方針」に掲げ、学校や教委連絡会などあらゆる場面で提言しており

ます。

3番目、計画力につきましては、年度当初の事業計画に沿うことはもとより、日常的に現状を分析し目的や課題を明らかにして、優先順位をつけて実行しているところであります。

次に4番目、管理統制力につきましては、日々職員とのコミュニケーションを円滑にし、人間関係構築に努めて組織力を高めているところであります。

5番目、危機管理能力につきましては、教育施設の危機管理につきましては、災害発生時には先頭に立つことはもとより、IT関連の個人情報、メンタルサポートなどの管理の徹底や倫理観の醸成に努めているところであります。

6番目、政治的交渉力につきましては、多様な場面で欠かせないものであります。私も及ばずながら備えていると認識をしているところであります。

7番目、人間洞察力、正確に相手を理解する力だというふうに考えて認識しております。日常的な出会いや体験の中で自分を客観的に見つめ、これを深めているところであります。

8番目、口頭表現力、自分の意思を伝えることは、日常の様々な場面で発生いたします。何をどのように分かりやすく伝え理解を得るか、日々努力を重ねているところであります。

9番目の説得力、実行へのプロセスですので、職務遂行上欠かせないものであります。相手への配慮や信頼・共感を得るように留意しているところであります。

次に10番目、教育の専門的知識、これまでの経験を活かし教育行政の推進役として、子どもたち・学校・保護者・地域社会の信頼に応えられるよう努めているところであります。

11番目、財務分析能力、財務諸表を分析することは、経営戦略に繋がることでございますので、事務事業の効率性を図る上からもこれの分析能力を高めてまいります。

12番目、人事管理能力、今後も平等性・公平性、気配りに心がけて、仕事への意欲や職場の活力に繋げるように努めてまいります。

最後13番目、情報収集分析につきましては、仕事の目的に見合った的確な情報収集は、職務遂行の基本でございます。情報をまとめ、これを仕事に活かす力を微力ながら蓄えてまいりたいと考えております。

全13項目、何れも及ばずながら備えているというふうに考えているところでございます。

3番(平田文夫)

教育長の答弁に対して、本当に矛盾している点が多々ありますが、それは聞いた皆さんが判断することであって、私がかれ以上どうのこうのと言う事はございませんけど、まず、経営能力とは適切な目標を定め、その達成のために職員を組織し、統制し、更には業績を適切

に評価して経営の改善を図っていく能力であります。

そして、対人能力とは町長、部下、学校管理職、住民等の人間関係を維持し、想像しながらコミュニケーションを図り、動機付け、説得力、紛争の調停などを行う能力であります。

また、実務能力とは仕事の内容、方法に関する知識能力を持ち、効果的に実務を処理する能力であるといわれています。

そこで、教育長にお伺いします。特に教育の委員会の管理職の皆さん、再質問の趣旨を教育長にしっかりと理解させて答弁させてください。

教育長は仕事の責任とはどのように理解しているか、お伺いします。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

仕事の責任とは、ということですが、それは自らに与えられた責任を全うすることであるというふうに考えております。

5番（ 平 田 文 夫 ）

教育長、そうではないんじゃないですか。仕事の責任とは、まさに教育長が責任を持つということは、この島の巣立った子ども達の将来に責任を持つという事ではないですか。今日、明日のことではないでしょう。貴方が預かった子どもが、将来どういうふうに育つのか、その責任は貴方になければならないと私は思います。

これ以上、この問題に関して質問しても、貴方の職務に関する隠岐の島町の教育そのものが理解されるような事はおそらくないと思いますので、次の質問にいきます。

隠岐の島町は資源が乏しく、人材育成が将来の本町の命運を左右するとまで言われております。その礎は、教育が一番重要であることは周知の事実であります。今年の学力調査でも教育長が思うような結果が生まれなかった。まず、学力調査の目的は、基礎学力、これは理解力、読解力、思考力、洞察力の国語力と計算力を調査することです。

基礎学力の大切さは、求める力を養い、独学でも人生を切り開く基礎になるからであります。今年度の島根県学力調査の本町の結果は、教育長が目標とした県内平均下回っております。

教育長は私の前年度の結果を踏まえて質問した事に対して、今年の目標は、結果が下回った場合、更なる努力をすると答弁されております。子ども達の歩む道を閉ざす権限は貴方に与えられていない。この結果を踏まえて、再度お伺いします。教育長としてどう判断し、どう決断するのか、ご答弁願います。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

それでは、2点目の質問にお答えをいたします。

島根県学力調査の結果につきましては、ご承知のとおり、一部の学年では、昨年に比べ基礎学力の定着は見られるものの、目標としておりました県平均を下回る結果となりました。

この結果を踏まえ、どう判断し、どう決断するのかのご質問でございますが、この結果に基づきます対策につきましては、ご承知のとおり、昨年度学力向上プロジェクトを立ち上げ教科別に分析し、その対策を講じるとともに、生徒の学習指導及び家庭での生活習慣の改善をお願いして、学校と家庭が協働して取り組んでおります。今後とも評価と分析を繰り返しながら、より効果的な方策を見出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

5番(平田文夫)

教育長、教育というのは読んで字の如し、教え育てることです。しかし学ぶ力、心の力を育むには、学童期、まず10歳までにと言われております。そのよい例が、今回の調査結果に表れている。低学年は良く、高学年ほど悪い。この結果を踏まえて、いつ、教育委員会でどのような課題で、どのような対応策を議論し、どのような目標を定め、どのような方法で現場に指示したか、明解にご答弁願います。

番外(教育長 藤田 勲)

教育委員会の場では、学力向上策についての話は度々出てまいります。

教育委員会の委員の皆さんもこの学力向上につきまして、色々と提案していただき、また、調査結果の分析もいただいております。

学校現場に対しましては、今回の結果以前から、各校の中で分析をし、具体的な対策を講じるように現場の校長先生をはじめ皆さん方をお願いをしてきてまいっております。

この様に、教育委員会の委員の皆さん、学校現場、そして教育委員会事務局、学力向上については、学校現場に出かけて子ども達の授業風景を観たり、子ども達に直接話をさせてもらったり、そうした子ども達の様子を授業風景を観ながら、子ども達の課題はあるにしても、学力、授業風景におきましては、概ね先生の教え、育むという姿勢に子ども達もそれに共感をし、低学年から高学年まで、学校の授業風景は極めて前向きである。いい授業の遂行をされているというふうに認識をいたしております。

5番(平田文夫)

私は、学童期はどうするんだと、何故このことが大切かという、反抗期になって教えても聞かないのですよ。一番大事な学童期にどう対応しているのか、まず、その事を伺ったわ

けですが、教育長の答弁は空を飛んだカラスのような答弁。そのことは、皆さんが判断すればおのずとわかることですので。

教育長、ある学校では放課後5時から5時30分の間恐怖の時間と言われております。それは、特に新学期に多い。その原因は、電話でモンスターペアレント、保護者が自己中心的に色々な問題を学校に投げかける、その対応に苦慮しているわけです。本町も保護者の信頼を失えば必ず波及する、そういうことは事前にしっかりと対応しなければならない。そのためには、指導方法を改善したり、確かな学力を定着させたり、教育活動に積極的に情報を提供し、家庭や地域の声を大切にした学校経営が求められるのであります。そのことに対して、教育長はどのように考えておられるのか後答弁願います。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

保護者の皆さんの信頼を得るためには、保護者の皆さんと直接出会う接点は年間を通じてそんなにはございませんが、かつて今言われたモンスターペアレントに該当するかどうかわかりませんが、ある学校で子ども達が非常に荒れたといいますが、子ども達がいじめをしたりとか・・・というような不登校傾向という形にまでなった過去がございます。

この時には、保護者の皆さんの声を聞き、保護者会の皆さんの声を聞き、保護者会に出かけ、学校と保護者と一体となり、これらの解決に向け取り組んでまいりました。学校教育も地域の保護者の皆さん、あるいは、地域に対しての地域に根付いた学校教育というのが大切でありますので、保護者の皆さんの信頼を得る、これは子ども達が学校生活を元気に楽しく明るく過ごす。そして、なお且つ、学力や規範意識の醸成に努めていく、子ども達の将来に向けた教育の充実というのが、保護者の皆さんに対しては教育行政を預かるものとしての姿勢をみせているつもりであります。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、5番：是津輝和 議員

5番（ 是 津 輝 和 ）

私は、町長に隠岐の島町の産業といいますが、地域の振興にかかわること、振興を疎外している、あるいは振興を促進するための方策なり課題等についてお伺いしたいと思います。俗に言われているソーシャルビジネスという言葉がありますが、これは地域の課題解決型というのですが、それとエコビジネス、これも同じ様なことだそうです。創業支援、新たにそういう分野に進出しようとする人達に支援制度の創設が大事ではないかと、かねがね思って

おりまして、そういう旨の発言も今まで何回もした経緯がございますが、そのことについて改めて伺いたいと思いますので適切なるご答弁をお願いします。

わが町は、平成 16 年 10 月に合併以来、6 年が経過しようとしています。その間において、皆さんご存知のように少子高齢の著しい進行、最近の人口動態では、町の発表によると 1 万 5,800 人台という人口の減少の進行、それに伴う地域経済の衰退と財政悪化による行政サービスの縮小等、地域の課題が山積してきています。

これらは、全てが合併によるものではありませんが、しかし早急に対策を講じないと、わが町は近い将来、残念ながら日本海に沈没してしまうかも知れません。断じてそのような事態は避けなければならない、それが私達の使命である、このように感じておりますので、行政、町民一体となってそういう事態が来るのを避けなければなりません。

特にわが国に於いては、過度に公共事業に依存してきた経済構造のために、国の公共事業削減の影響が甚大で、建設業に止まることなく町内経済全体が衰退してきておりまして、その実態はご案内の通り目を覆うばかりでございます。

町長はこの現状をどう認識され、今後どのような打開策を講じられるおつもりかをお聞かせください。

私は数年前に、民意を交えて町の経済構造を転換する必要がある、その対策に取り組むようにと提言を行いました。残念ながら当時はコールセンター業に特定した企業誘致が重点的に執り行われまして、未だに町内の経済構造の課題は取り残されたままであります。

企業誘致だけでは、地域経済の課題が解決されるとは私はとても思えません。早急に「地域経済の課題解決、問題解決」への対応が必要であります。

そのためには、私は、先ほど申し上げたように、地域に根付いたビジネス、一例を上げますと「スモールビジネス」と言われておりますが、創出が不可欠だとこのように考えます。

そこで、総務省が過疎地域の活性化を目指した「過疎地域等自立活性化推進交付金事業」を立ち上げまして、これでそれぞれの地域の課題解決を支援して行こうという主旨で、お金は確か 1 千万円だと思いましたが・・・これを活用して町の地域課題をテーマとしたビジネスプランを、町内はもとより全国から募集をして、例えば「ビジネスプランコンテスト」等を実施して、その入賞プランに対して、具体的に隠岐の島町において創業が出来るよう支援をしていく制度の導入が大いに有効ではないかと考えますが町長のお考えをお聞かせ下さい。

以上 2 点伺います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」それでは、只今の是津輝和議員のご質問にお答えいたします。

議員仰せのように、本町においては、公共事業などの減少によりまして、島内経済の悪化が深刻化をしております、新たな仕事づくりと雇用の確保は喫緊の課題となっておりますことはご案内のとおりです。

この解決策でございますが、今までにも幾度か申し上げましたが、本町のあらゆる地域資源、今まで整備してまいりました社会資本を糧として、付加価値を高めた「ものづくり技術」を育成し、新たな産業を創出をしなければとこのように訴えてまいってきたところであります。

議員仰せの地域の課題に対応し他社会貢献型ビジネスにつきましては、衰退している地域の自立を促進するためには欠かせない事業である、地域コミュニティ単位でのソーシャルビジネスとか低炭素型エコビジネスが今求められていますことは十分に承知しているところでございます。

町といたしましては、こういった地域課題の解決に向け、自主的・自発的に取り組む企業や団体の方々の創業支援といたしまして、定住財団でありますとか、あるいは民間団体などからの様々な支援制度の情報を提供し、企画・提案・申請するためのサポートを随時行ってまいってきたところでございます。

また、「ものづくり」の取り組みにつきましては、先般から閉校になりました学校の跡地を利用した「隠岐ものづくり学校」の誘致を進めておりまして、産業・雇用・学びの創出をテーマとして、現在、東京にございます世田谷区の池尻中学校でございますが、「世田谷ものづくり学校」が出来ておりまして、その関係者の方々にも何回か隠岐にご来島いただきまして当該地域の方々や島内の若者との意見交換会を重ねているところでございます。

この「ものづくり学校」の誘致が進めば、地域資源の活用や人材育成、雇用などで、地域への直接的な経済効果をもたらすものと期待をよせているところでございます。

議員ご指摘の総務省交付金事業の「過疎地域等自立活性化推進交付金事業」というのがございますが、これは過疎地域における諸課題に対し、先進的で創造性の高いソフト事業を対象とする事業であります。

この制度を活用して、先ほど申しました「隠岐ものづくり学校」と連携・協調することが新たなビジネスを創出するのに最も効果的ではないかとこのように私も考えているところであります。

また、ご提案いただきました「ビジネスプラン・コンテスト」につきましては、「隠岐ものづくり学校」の誘致事務に併せまして、地域の活性化を目的とした「コンテスト」の有効性を十分に検討させていただきまして、情熱あふれる若者や学生などの起業家の育成にも努めたいとこのように考えておりますのでご理解願います。

5番（ 是 津 輝 和 ）

答弁いただきましたが、二、三、確認をしたいことがございますので再質問をいたします。

現状認識は、再三今までも会議等において町長や副町長を含めた所管課長からお考えを聞いておりますが、大体その線に沿った打開策という事で認識をしておりますが、少々気になることが、「企業誘致」がいかにも万能策のような・・そういうようなお考えではないかもしれませんが、答弁だけを聞いておりますとその様に感じられる節が多々あるのです。

先ほどもそうでした。「ものづくり学校」というのが多々出ておりました。それを私は否定するものではありませんが、そういう局所的なところだけではなく、ソーシャルビジネスというのは、後段の話とも重なりますが、幅広い地域といいますが、隠岐の島町エリア全般に亘るそれぞれの地域、あるいは全体の中での課題がありますので、それらを解決する手法であります「ものづくり」で解決されればいいのですが私にはそうは思えません。何かそこもズレているなあ・・という印象がありました。言われるような認識と打開策では、やはり同じ様に町の抱える抜本的な課題の解決にはいたらないかなあ・・とこのような認識を持ちましたがお考えがあれば詳しくいただきたい。

2点目の後段のソーシャルビジネス、総務省が提案しているソフト事業を活用した、これは、金を活用しろということですが、総務省の意図している事業の概要というのが手元に資料としてありますが、具体的な例として産業振興(スモールビジネスの振興)それから、生活の安心、安全確保対策、集落の維持活性化対策、それと移住、交流、若者の定住対策、促進事業、地域文化伝承対策、環境貢献対策推進等ソフト事業を対象として、一事業当たり1千万円、事業に対して1千万円を交付する、支援する制度の説明があります。我々の町にとって大変喜ばしい制度だなあ・・と試してみたいと思っております。これを使わない手はないと思っております。私調べましたら、全国で平成22年度100件応募があったそうです。この町は応募されたかどうかは調べていませんが、その中で採用されたのが、32事業、その内島根県から2箇所の自治体が採用されております。江津市と海士町です。江津市は何をやったのかというと、産業振興のソフト事業、海士町は、移住交流、若者の定住対策事業を取り上げてそれが認められた、そういう具合に問題意識を持った自治体が積極的にこの事業を活用して、

自分のところの足元の課題解決を図っていこうという姿勢が私には見えるのです。これを使わない手はないと思います。

先ほど、私の提案に対して町長の答弁いただきましたが、やはり「ものづくり学校」まずメインにあって、その中でビジネス創業を支援していく様なそういうこともやっていきたいというようなお考えの提示がございましたが、私が言いたいのはそういうことではなく、もちろんそれでもいいのですが、全体の町が抱える、地域が抱える課題をテーマにしてそれぞれプランを全国に向けて実施可能かどうかを審査しながら、決まったらそれで行こうとそれに対して実現できるような次のステップとしては、実現できる起業家促進、充実できるような支援制度を充実していかれてはどうですかという、こういうご提案、そこらも見えてこなかったのが少々残念でありますのでそこらをお伺いします。

あくまでも、地域を抱える課題を解決するため、「ものづくり」を促進するだけではないのです。定住だけではないのです。あらゆる分野の課題があるわけですから、それらを解決するプランを広く、岡目八目といいますからよそから見たとき思いもつかない様なプランも出てくる可能性もあります。それを含めて、門戸を開いてオープンさせたらどうですかということなのです。

スモールビジネスというのは、2、3人でやることがあっちこっち出てくると、それ全体が町の中でおきてくると底上げなんです。そういう意味でスモールビジネスは、過疎地にとっては有効だよ、と言われているのです。いきなり100人の雇用を作ろうとかそういう事が出来ればいいのですが、今までの経験でいうとまず難しい。だから起業を誘致しようという話に直結するのですが、そうではなくそれもやりながらでも結構だが、まず地元のかさ上げをして行こうではないかと、意識の啓発も含めてそういう事が大事だと、そういう事を付け加えた上で再度ご答弁があればいただきたい。

番外（町長 松田和久）

是津議員の再質問にお答えいたします。

スモールビジネスという事で、隠岐の島町と商工会議が一緒になってそういう組織をつかって今やっていくことはご案内のとおりです。

私は、こういったスモールビジネスといいますかソーシャルビジネスの話がありましたが、どちらかという国もそうですが、コミュニティビジネス、地域の資源を活かすという事で、いわゆる地域課題ということに対するものとは少し意味合いが違うのですが、島前の例もあります。昔から島前は狭隘な地域で一生懸命みんなやらないと喰っていけないという危機

感が強い。島後の場合は、そこまでせんでもというのが、1.5 次産業加工業が進まなかったという要因が実は裕福な生活がある程度確保できるということからではないでしょうか。

島前の方々もそう言っていますが、「島後はいいなあ・・・」と、島前はその危機感がいろんなものづくりに足を一步先に進ませているというのが現状ではないかと、しかし島後でも公共事業が激減をしておりますので、やはり地域資源をもっと活かしたコミュニティビジネスというものを私はもっともっと進めなければならないとこのように考えております。

私どもが職員時代というのは、まだまだ国にお金もありましたし、補助事業もいろいろ多くありました。その申請事務で躍起になっていた時代がありました。今はそうでもないのです。そこで、職員の皆さんには、たえず課長会では「もう少し現場に出てくれ、そして地域の皆さんと一緒にどうしたら良いかということをお話し合ってください。」と話しておりますが、なんか日三町村には支援する、例えば、組織にも補助を出していた、それがなくなったということで行政と地域とが糸が切れたような体質になっている、そこでこれでは職員もやりにくいという事から、いわゆる地域支援活用型の事業を展開していくべきだということをお提案をして、進めているところでございます。

企業誘致を第一優先に考えているのではないかと、地域課題といいますが、あるいは地域資源活用したそういったビジネスを是非考えるべきではないかという事ではありますが、私もまさにその通りかと思えます。

この総務省の「過疎地域等自立活性化推進交付金事業」であります。これはどちらかというとソーシャルビジネス、100 件あって 32 件しかということですが、実はほとんどが地域コミュニティビジネスの計画があまりにも多すぎて、結局それがうまくいかなかったというように伺ってまいったところでございますが、その総務省の事業につきましては、隠岐で今取り組もうとしている「ものづくり学校」については、いわゆるソーシャルビジネスという観点から合致していくものではないかと、総務省のその事業がもらえるのではということです。それ以外の所でも今後話し合いをして、地域資源解決に向けたそういうものであるとするならば、これもこの総務省の事業に合致させるようなものがあるとするならば、今後は県の方に何か申請をしてまいりたいと、そのために、今各地でいろんな事を考えて欲しいという事で、対策を取ろうというように今考えておりますので、今暫く時間をいただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

5 番 (是 津 輝 和)

言葉は違いますが、結局はコミュニティビジネスというのは地域課題を解決するために

やるわけですから、重なる部分が大いにあると思います。町長が言われた地域資源を活かしたその地域の活性化を図るべきだということは当然なのです。ソーシャルビジネスも地域資源も活かしてやるのですから当然なのです。

前提条件をこれに絞ってということになると、なかなかアイデアというのは出にくいわけで、取っ払っていわゆるフリートーク、今脚光を浴びているワークショップだとか、色々手法はありますが、物の考え方としてはやはり規制を取っ払ってご自由にどうぞ、この問題を解決するアイデアをどうぞ出して下さいというやり方が私は有効ではないかと思います。それは、強く指摘をしておきます。

見解が違えばそれまでですが、私はそれが最も有効ではと思います。全国でそういう事例で成功しているところもありますし、これから積極的にやろうとしているところも多くあります。

我が町も課題があるわけですので、問題は行政の取るべき道としては、地域課題を解決することが一番の目的ですから、その結果として若者が定住する、あるいは経済が振興するという結果がついてくるわけですので、そこら辺の順序を明確にして認識していただきたい。取り組んでいただきたい。

定住財団であるとか、国の支援制度であるとかいろいろ言われましたが、私は我が町で役に立つプランについて軌道に乗るまでは面倒を見ますから、大いに夢を語ってプランを出してくださいよ。そういう制度を作った方がいいと思うのです。それにはお金もかかります。それは、総務省の言っているソフト事業では出来ません。

町長は、地域振興交付金のことを言われましたけれども、私は残念ながらあれは地域課題を解決する事業にはなり得ないと思っております。ある意味バラマキです。合併での格差に対する機嫌取りのように映ってなりません。5千万円弱のお金が一般財源から行きてます。

予算は審議して私も賛成しましたのでその事については是非は言われませんがやはりこれはどうかなあという思いがしております。

その5千万円位のお金を使えるのであれば、私が申し上げたそういうところに使うべきだと、創業支援の若者が例えば東京や大阪あるいは松江から来てやりたい等・・・そのプランが良しとしたならば、そのお金の一部を使って支援をして軌道に乗せていくという事の制度をきちんと作ったらどうですかということなのです。そのためには、審査が大事なのです。審査員も大事です。自分らだけでは審査してはいけませんので、そういう道のプロがおられますのでその方達をご苦労願って、それは総務省のソフト事業で費用が出ますので、その制

度の中で運用して行くことが大事だと私は思うのですが、最後になりますがお考えがありましたらお答え下さい。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再々質問にお答えいたします。

言われますように、地域交付金事業の内容をみると、集会所が悪いとか少し我々の思いとは違う部分であるのですが、それも地域課題ということではありますが、私は出来ましたら議会の皆様のご承認を得て、今しばらくは続けてみたいと思っております。

そして、その地域一体が地域の雇用問題にまでつながっていきけるようにしていくべきだと私自身は考えております。

今、言われております「地域活性化活動支援」というようなものは、実は地域づくりの活動を支援するというので、この「県民いきいき活動支援事業」というのが出来ております。

そこに話が進むまでの組織づくりであるとか、そういう事も、そういう組織を作れば支援していきますよという制度があります。それは先ほど言ったコミュニティビジネスの立ち上がりに対する支援、それから社会貢献が活動支援という事でいわゆるソーシャルビジネス、そういったものを立ち上げる場合もその前段で国の事業の前に県の助成制度があって、支援をしますよという事業があるのです。

こういうものを活用して、今おっしゃる形でまさに地域課題を解決する方向に向けたそういった活動に対しても町は今、定住対策課、農林課が一緒になって各地域で出てそういう話をしております。

特に地域の中では、自治会長さんあるいは、区長さんという方々を中心に話し合いを今進めているところでありますので、今後も引き続き従来のような採った物をすぐ売るというのではなく、もう少し加工して有利な形で販売できるような、そしてそれをスモールビジネスに乗せていきたい。そこまでは町がやっていく。町の職員がそこまでやろうというなら、いっぺんやってみようじゃないかと言われるような環境をいかにしてつくるべきかが、私どもに求められている役場の大きな課題であると再三課長会でも申し上げておりますので。

これも早くやらないと、言われますように沈没してしまってからでは遅いので早く対応させたいというように考えておりますので、よろしく願いをして答弁に代えさせていただきます。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、是津輝和議員の一般質問を終わります。

只今から 10 時 45 分まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10時34分)

それでは只今より本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時45分)

次に、9 番：高宮陽一 議員

9 番 (高 宮 陽 一)

通告をしておりました 2 つの課題について質問いたしますが、先ほども同僚議員の方からも質問がありましたように、皆さんが合併後の教育の課題なり、行政の課題について大変憂いておるといふことからの質問であったのではないかとそのようにも考えます。そういう意味で、私はその前段として、町村合併の総点検をしたらどうかと、こういうことでの町長の所見を伺いたいと思います。

ご案内のように、平成 11 年から具体化した平成の大合併の結果、当時、3,232 あった市町村の数は、平成 22 年 3 月末現在で 1,727 市町村となりました。約半数程度に減少したことは承知のとおりであります。

本町、隠岐の島町も平成 16 年 10 月に島後の 4 カ町村が合併をして、丸 6 年が過ぎようとしておりますが、国の構造改革でありますとか、国・地方を通じた深刻な財政状況下において、複雑・多様化する住民サービスを提供しなければならないなど、市町村を取り巻く環境は非常に厳しい財政状況となってきたわけでございます。

市町村合併は、地域の将来を見据えて行われたものであるとこのように考えてはおりますが、その効果は、一朝一夕に現れるものではなく、新町建設計画の期間である 10 年間程度は必要であるといわれております。

本町でも平成 26 年度までの 11 カ年度を計画期間と定めまして、町民生活の安心と安全を守り、希望ある豊かな地域づくり・町づくりに取り組むことといたしまして、新町建設計画をもとに、様々な行政課題の実現に向け取り組んでいるところでありますが、中でも、合併後の、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間は自治体財政の確立をめざし、天の声だとして行財政改革を進め、更に、今年度から今後 5 年間の第 2 次計画をたて、更なる改革を推し進めることとしているところでございます。

私も、行財政改革は進めるべきとは思っておりますが、町長が言うような「持続可能な財政構造の確立」とか「将来の自治体経営」ということばかりにこだわり、財政の厳しさばかりが前面に出ているような改革だけでは、隠岐の島町の将来は見えてこないこのように思います。

以前にも申し上げましたが、第 1 次の行財政改革では、「スクラップ&ビルド」で取り組むと言われましたが、私は「この計画は、スクラップ&スクラップ」だとこのように申し上げました。

結果として残ったのは、保育所や学校の統廃合、職員給与のカットや職員削減による総人件費の削減による歳出削減が大部分を占め、一方では、町債(借金)の償還や基金(貯金)の増額ばかりが目立った改革だったと思っています。果たしてこの間、特に、地域課題であります雇用対策や、地域経済の活性化が求められている中で、将来、花が咲くような種は植えられていたでしょうか。

はじめにも申し上げましたように、合併によって、その地域に住む町民の安心と安全を守り、希望ある豊かな地域づくり・町づくりに取り組むべきことであり、そのためにも、将来の隠岐の島町の姿を思い描くことが出来るような行財政改革が必要だというふうに思います。

そのためには、新町建設計画「隠岐の島町のまちづくり計画」ともいいますが、総合振興計画、そして、総合振興計画を策定するために実施した児童・生徒・一般町民を対象にしたアンケート調査結果、こういったものも含めて町村合併を振り返り、建設計画にある「将来像を実現するための施策の展開」が出来ているのだろうか等、検証する必要があると思いますが、町長は、合併の検証・総点検を行う考えがあるかどうか、まず、これを伺いたいと思います。

あわせて、合併から 6 年が経過いたしますが、合併当時の人口は 17,613 人、本年の 8 月末の人口は 15,893 人でございますので、既に 1,720 人の人口減となっております。

10 月には国勢調査も行われますが、合併議論をした当時の新町建設計画の人口推計では、平成 27 年に 16,672 人と推計しておりましたが、なぜ、ここまで人口が減少したのでしょうか。このような人口減の現状をどのように受け止めておられるか、町長の考えを伺います。

番外(町長 松田和久)

それでは、只今の、高宮議員の「町村合併の総点検について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第 1 点目の町村合併の総点検をすべきではないかとのご質問でございますが、合併から 6 年が経過しようとしておりました、今後の施策展開に活かすためには、建設計画や、あるいは総合振興計画の振興管理を行い、これまでの取り組みを検証することは私も必要であるところのように考えているところであります。

人口減少につきましては、ご指摘のとおり大変厳しい状況にあると認識をいたしております。先に具体的な数字が出されましたが、それは県の「コウホート率法」という方法で計算

されたものだというふうに認識をいたしておりますが、それをはるかに超えるような状況であります。少子高齢化による自然減に加えまして、公共事業の縮減、とりわけ新隠岐空港の整備完了によります県隠岐支庁職員や関連業者等が極端減少してまいっておりますし、西郷測候所や中国電力隠岐発電所の閉鎖による職員の減少などの社会的な要因が大きく響いた結果が1万5千800人にまで急激に減ってきたということでありまして、高齢化率がもう 33.5 %を上回るような状況で、速いテンポで高齢化が進んでおりますし、それによる影響ももちろんあります。それから子どもさんも最近では産婦人科問題等もありまして、140 人から 150 人隠岐病院で生まれていた子どもさんが、現在では 100 人足らず、生まれる数が少なくそして高齢化によりまして高齢者の方が毎日のように 3 から 4 人の死亡届が出てくる、この様な厳しい現状であるという事を受け止めておりますが、そういう色々な社会的要因も加わりましてここまで急激に減ったのではないかと、この様に分析をいたしておるところであります。

総点検につきましては、私もしてまいるべきだというように考えておりますので、適宜そういったことも庁内で指示してまいりたいとこのように考えております。

9番（高宮陽一）

今、答弁いただきましたが、町長も検証は必要だということで庁内にも指示をしたいということですが、私は少し中身としてしっかりと是非やって、将来の隠岐の島町のためにどうするかと、町長の任期もあとわずかでございますから、その期間の中で将来に向けた考え方をやってバトンタッチするならばバトンタッチするということが必要ではないかと思っておりますので、是非これはしっかりやるという事を明言いただきたいと思います。

もう一点は、人口減の問題は、少子高齢化によって自然減というのも確かに大きな問題ではありますし、また、公共事業云々で社会的要因もあろうかと思っておりますが、私はこの行財政改革を進める中で、一番大きかったのは「小中学校の統廃合」ではなかったかと考えます。先生方が約 50 名、それに家族、子どもがいますが 100 という数を超えるような人口が・・・ある意味では、この隠岐の島町内に仕事もなくなって、また職員の方も転勤で帰られるというようなこともありますので、こういったこともあったのではないかと思っておりますが、今、定住対策ということも言われておりまして、取り組んでおりますけれども、なかなかそのことが具体化してこないというように思います。これは、特に質問ではございませんが、これからの考え方として、今のうちに種を植えておくということが私は大事ではないかと思っておりますので、今の町村合併の検証、そして少子高齢化を含めました人口減少が、今少し分析としては行財政改革の影響も少なからずあったと私は思うのですが、そこら辺のお考えをお

伺いしたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えしたいと思います。

人口減少原因のひとつに、学校統廃合によりまして教員が大きく減ったということも、ここにきて大きな要因ではないかということですが、まさにそのとおりでございます。

これから、学校再編の問題で先生の問題、これは県の教育委員会と話していく必要があるかと思いますが、減ったから先生がいなくていいというのではなくて、私は加配も含めて考えていくべき課題だと考えておりますので、この点につきましてはまた教育委員会から県当局と十分話をしてもらいたい、このように考えております。

また、高等学校等の問題がありまして、先般もこれ以上子どもが減ってくるようなことがあると、例えば物理の方を勉強したい、進みたいというように考えると、もう隠岐高校では難しくなって本土に行かなくてはいけなくなる。嫌が上でも子どもさんがいないのに、そういうことになるとすれば大変な問題だ。このことは、隠岐だけの問題ではありません。全県下の町村長も非常に心配しておりまして、そのことについては、県と町村としても話し合っていくべきではないかということでございます。

社会構造の変革といいますが、そういう事もあってここにきたと思いますが、これ以上減るといふ事があるとするならば本当に問題になってきます。これをいかにして止めていくべきか、現状維持を図るためにどうしたらいいか、本腰を入れて考えてまいる時期に来たというように考えておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

5年間の行財政改革によって人口減少とか色々な問題が出ているのではという事ですが、それも絶対ないとは私も言い切れないと思っております。

そこで、第2の構造改革については、少し町がつくって皆さん方に提示するのではなくて、初めから一般の方々に加わってもらって白紙の中で私はどうあるべきかというようなことを検討していただきたい、この様な思いで第2次の大綱策定には役場からこれでどうですかと原案をあまり示すべきではないということで、ゼロから現状を見て検討してもらってきたつもりでございますのでよろしくをお願いしたいと思います。

9番（ 高 宮 陽 一 ）

しっかりと、また、合併を振り返ってよりよい島づくりに努力をいただきたいと思えます。

続いて2点目の第2次の行財政改革について質問をいたします。

本町では、本年3月に第2次行革大綱を策定し、7月には平成22年度から平成26年度ま

での今後5年間の行革実施計画を策定して取り組むことが決定しておりますが、議会の場においては、行革大綱や行革実施計画についての審議時間が余りにも少なかったことから、改めて町民の皆さんが参加した行革推進審議会の会議録や、第2次の行革大綱・実施計画について目を通してみました。

しかし、文章だけでは理解をすることはできなかつたところもたくさんございますので、その中から4点ほど質問したいと思います。

まず、行革推進審議会について伺いたいと思います。

この行革推進審議会は、平成21年6月から平成22年3月までに、計7回にわたって10人の委員さんが慎重に審議をされたとのことですが、十分な審議時間と資料の提出、そして適切な説明がなされてきたのでしょうか、会議録では、多々疑問を感じる質疑や答弁が見受けられました。

例えば、先ほど町長もちょっと言われましたが、委員さんから「今回の諮問内容は、白紙に近い状況から議論してもよいと受け止めて良いか。」という質問に対して、「そのように認識していただきたい。」との答弁をしておられますが、私は本当にそれでよかったのでしょうかというふうに思っております。私は、行財政改革の目標は、明確であり、白紙に近い状況から議論するのではなく、第1次の行革大綱と実施計画書の実施状況、そしてそれを踏まえ、更に改革を強化する立場で議論をしていただくのが基本だと思いますがいかがでしょうか。

更に申し上げますと、第2次の行革大綱では、大きな柱として次の3つの柱が具体的な取り組み方針が掲げられております。

その1つは、時代に相応しい公共サービスの実現に向けての「公共サービスの改革」、2つ目は、行政運営の改革、町の施策を着実に実行できる体制の確立に向けての「行政運営の改革」、3つ目は、将来にわたり持続可能な財政構造への転換に向けての「財政構造の改革」の3点であります。

1点目の「公共サービスの改革」や、3点目の「財政構造の改革」への取り組みは、各種法律や条例等に関係なく色々な手法や考え方、ご意見等もあろうかと思いますが、2点目の「行政運営の改革」は、行政組織や人事管理、職員数や人件費の適正化等、法律や条例等の制度を基本にして決定されるべきものが多くあり、それぞれの感情によって決められる事項は少ないと思います。

例えば、会議録では、委員から「正規職員の比率が高すぎる。今後は臨時職員の比率を高めるべきだ。」とか、「職員数は減らさないで、正規職員と臨時職員のバランスで調整すべき。」

などの質問や意見があったようですが、これらの質問や意見は、私から言えば、全く自治体における職員採用の原則等が理解されておらず、単に、民間企業等における実態のみで議論しているとしか言いようがありません。

もし職員定数の議論をする場合には、法における地方自治体の職員採用の原則等について資料や説明がされていればこのような質問や意見は出てこなかったのではないかというふうに思います。やはり説明不足としかいいようがありません。このことは、行革推進審議会に行革担当課長のみが出席して質問に答えており、審議や質疑が公正・公平に進められていなかったのではないかと思わざるを得ません。推進本部からも担当課長が出席すべきではなかったでしょうか。

町長も、勿論会議録は目を通しておられると思いますが、このような行革推進審議会のあり方をどのように考えておられるのか伺います。

なお、誤解があってはなりません、行革推進審議会委員の皆さんに問題があったということではなく、町執行部の対応、つまり的確な資料の提出や説明不足ではなかったかというものでありますので、誤解のないように申し上げたいと思います。

次に、大きな柱の 2 点目の「行政運営の改革」について伺います。

「行財政改革」では、総人件費の抑制の項目において、1 つに職員数の削減、2 つには給与カットという手法で取り組むことを掲げておりますが、その中で、職員定数適正化計画について考え方を伺います。

第 1 次の計画では合併時の職員数 347 名を 58 名削減し、平成 22 年 4 月には 289 名となっております。今回の取り組み内容としては、更に、「類似団体と比較した場合、依然として高い水準にあるため、退職勧奨や組織の見直しを図る中で、更なる職員の削減を実施する」とし、今後 5 年間で 約 30 名余り削減し、平成 27 年度には 260 名とする計画であります。

しかしながら、職員数については、事業量や事務量を参考にした検討は一度もおこなっていないと私は思っておりますが、ただ単に職員数を削減するのが美徳であるかのように、その根拠も明らかにしないで、定年制を無視して今日まで職員数を削減しているのが現状であります。

そこで、まず伺いたいのは、隠岐の島町が類似団体としているのは、どのような自治体なのか、人口や行政規模、産業状況など、どのような自治体を類似団体というのか具体的に参考とした他の自治体名を伺いたいと思います。

更に、職員数については、町の事業や事務量を参考にして決めるのが、よりベターだと思

いますが、国や県からの権限委譲や事務移譲を踏まえ、隠岐の町の事業・事務量等を考慮し、今後の職員数のあり方を再検討すべきと思いますが、今後、そのような検討をする気があるかどうか伺います。

最後に、大きな柱の3点目の「財政構造の改革」について伺いますが、改革の項目の中で計画的な財政構造の推進、財政指標等の目標値の設定について、その考えを伺いたいと思います。この件については、依然全員協議会でも質問をいたしておりました。具体的な答弁がありませんので改めて質問したいと思います。

隠岐の島町の地方債残高、いわゆる借金は、平成21年度末では255億円余り、また、積立金残高、いわゆる基金・貯金は、40億円余りとなっているところであり、町の財布は少しずつ良くなっているとのことでありますが、依然として厳しい財政状況だとも言われております。しかしながら、この5年間の行革の効果額は、事務事業の見直し等によるものはわずかなものであり、その大部分は、保育所や学校の統廃合による行政サービスの切捨て、そして職員数の削減と職員給与カットによるものであり、隠岐の島町の将来の姿が描かれた行財政改革ではなかったと私は思っています。

そこで質問ですが、第2次の計画では、5年後に町債を200億円以下にするとの計画がありますが、この目標を達成するためには、5年間で50億円から60億円の財源を返済しなければならないこととなります。具体的にどのように返済する財源を確保するのか、具体的な手法について町長の考えを伺いたいと思います。

番外（町長 松田和久）

それでは、ただ今の高宮議員の2点目の「第2次行財政改革について」のご質問からお答えします。

まず、行革推進審議会のあり方についてでございますが、ご指摘の「白紙からの議論」に関しましては、あらかじめ事務局が作成した原案を提示する従来の方法は、事務局主導になりがちであり、今回はそれを避けて議論していただきたい、このような考えに基づくものでございます。

第1次行革の評価につきましては、実施状況の資料やアンケートを基に委員個々に評価をしていただき、その上で議論をしていただいたものと思っております。

職員の給与、職員数に関しまして担当課長が出席をせずに、行革推進室長が答弁していることにつきましては、行革推進室は行革の実施にあたり各課より資料を提出させ、そして、その上でヒアリングを行いその内容については一定の認識を持っていましたので、その範囲

で答弁してきたものだろうとこのように考えております。

審議会の議論の進め方については、様々な方法があろうかと私も思いますが、委員のご意見を尊重しながら進めてまいられたものこのように理解をいたしております。

次に、職員定数適正化計画に関しましてのご質問がございました。類似団体につきましてのお尋ねでございますが、これは総務省が自治体の比較検討の資料として公表しているものでございまして、人口と産業構造をもとにグループ分けをし、グループ内の平均職員数などが示されたのでございます。

町村の場合、15 のグループに分類をされ、本町は「 -2」に属しています。「 -2」はというのは、人口が1万5千以上2万人未満、つまり隠岐の島町の場合もそうです。2次産業と3次産業の合計が80%以上、そして第3次産業が55%以上の町村が該当するということになっております。現在全国で68町村でございまして、その中で山陰では本町と鳥取県湯梨浜町がここに分類されるとそういった町の構造だそうでございます。

平成22年3月に公表のデータによりますと、平成21年4月現在で、人口1万人当たりの普通会計の職員数は、グループ内の平均で87.6人これに対しまして、本町は162.74人ということになるようで、75.14人多い結果となっております。

数字の上だけでは平成27年4月に260人とする職員数の目標値は退職予定者数と採用予定者数を考慮しつつ、類似団体のデータを分野ごとに分析そして比較をし、超過率が50%以上となっている分野をそういったものについて重点的に調整し、さらに権限委譲などによります事務量の増加分、これも今後どうなるかわかりませんが、職員組合とも十分意見交換をしてまいりたいとこのように考えているところです。

今後、事業量・事務量を参考に検討するかとお尋ねがございましたが、年度別の職員配置計画を策定する段階におきましては、今後の予測も含めまして事業量あるいは事務量を参考にしながらこれは慎重に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議員仰せのとおり、町債は今後5年間で残高を200億円以下とする計画であります。

これは、財政運営における地方債残高の健全ラインが示されておきまして、標準財政規模、これは標準税収入額や普通交付税を加えたものそういったものの2倍以下とされておりまして、近年の標準財政規模が本町の場合約90億円といわれておりますその2倍180億円ということになりますので、これに近づけることが出来ればということで、当面の目標を200億円といたしたところであろうかと思っております。

近年における普通会計の交際費、借金返済でございますが、これは 40 億円の内元金が約 33 億円前後でございますが、一方、町債は、20 億円前後でございますが、中期財政計では今後 5 年間で約 80 億円あまりの減額になるとしてあります。

ただし、現在検討中でございます、消防本部庁舎建て替え、あるいは、広域連合ですが、仁万の里の建て替えや超高速船のレインボーの後継船の購入などによりまして、町債の変動が考えられますし、普通交付税の代替措置としての臨時財政対策債 100 % 交付税措置の枠が増えたりしますと、町債が増えることとなりますが、200 億円以上には是非したいとこのように考えているところであります。

ご質問の返済の財源についてですが、一番大きい財源といえますのは、交付税措置でございます。

ご案内のように、過疎債が 70 %、辺地債が 80 %、災害復旧事業費が 95 % などの償還金は、大部分が交付税措置されておりまして、現在の町債残高が 255 億円のうちに措置されるものが、だいたい 66 % 前後ということでありまして、そうしますと、約 168 億円が交付税措置される計算となっております。

また、町村合併以降、合併特例債も加えまして、返済に有利な起債をおこなってきていますので、今後は町債残高に占める交付税措置される金額の割合は、66 % より少し多くなるだろうと考えております。

本年度の一般会計における公債費の元利償還金、約 37 億 1 千万円の財源を計算してみますと、そのうちの約 24 億 5 千万円が交付税で措置され、県支出金、これは隠岐航路運航支援補助金等、その他の公営住宅使用料などの特定財源を差し引きますと、残り一般財源で負担するということは 11 億 4 千万円程度、これに税収入や交付税などの一般財源で負担するということになるかと思っております。

これからも、遊休財産の売却や物件費などの経費節減に一層努力しまして出来るだけ一般財源を確保してまいりたいと考えますのでよろしく願いをしたいと思っております。

9 番 (高 宮 陽 一)

今少し、内容等について伺いたいと思っております。

まず、この審議会ですが、言われることはわからないでもないですが、確かに一生懸命検討されたと思うが、私はそうはいってもまだ、第 1 次の行革、21 年度のまとめがまだ出来ていないですね。そして、この 5 年間の総括もまだ出来ていない。そういう中で第 2 次の計画をつくるということは誰が考えても不可思議でならない。

過去の3カ年、4カ年のものだけを部分的に資料を出して説明をして、その中で委員さんが議論したと、このように見ざるを得ないわけで今回のような質問をしたわけですが、やはり審議会のあり方、するなれば審議をしながら最終的にここの段階で結論を出していくという、そういった手法が必要ではないかというのが、私は言いたかったわけですが、町長の方が、私の再質問についてどのように考えておられるか少しお伺いをしたいと思いません。

それから、職員定数もどこと比べて、どこということはないですが、私は離島「隠岐の島町」の特質性、このことが重要視されるべきではないかというように思います。と言いますのも、例えば、町村合併前の旧西郷町の時代ですが、どうしても西郷町のいろいろな仕事が島後の玄関口であると、そういう事から、都万、布施、五箇がしなくてもいいような仕事をしなくてはならなかったこと、こういう事は実際にあります。

例えば、港湾の整備とか、飛行場の整備でありますとか・・・都万の住民の方は直接関係ないけれども旧西郷町がやってきた、こういう事があるわけですので、この離島ということからするとどうしても、いろいろな形のものが不経済になります。

そういう事から考えますと、私は職員の数はある程度、加味しながら、例えば、湯梨浜町、議会で視察に行きましたですが、ほとんど農業、観光が主体というお話もございます。そういった時に、本当にこういったところと比較をして数字的なものであればそうかも知れませんが、私は職員の数はやはりそういったものではない。やはり効率も悪いし、例えば、いろいろな仕事をつくって県へ出かける、前後向こうに泊まらなければならないということもあります。本土の人は帰ってすぐに事務ができる。前後で泊まることによって隠岐の職員は事務にも時間がかかる。そこには当然ある程度仕事をカバー出来る職員がいてもいいのではという事が考えられるわけですし、そういったことも本当は委員さんへも、普段の事務の進め方等を説明しながらやられるべきではなかったかと思えます。

今日は傍聴の方もおられますが、結局皆さんが今考えられるのは、職員が少なくて、賃金が安くて、議員が少なくて・・・こういうことしかないわけですよ。そうではなくて、仕事をした結果が住民の福祉にかえてくればそれで満足するわけですよ。

ただ、全てが縮小縮小だけではどうしようもならん。と、私はこの様に考えておりますので、今少し職員のそういう部分については離島の特質性というものも考慮していただきたいというように思います。

最後にもう一点、起債の償還の部分ですが、これも交付税には色がないわけでありますの

で、こうやって数字を出されると一生懸命努力はしているのだと理解は出来ます。ただ、今回の議会でも補正予算の中で、すでに交付税が決定をして、まだ保留財源として4億円残っていると、そして繰越金が1億2千万円あります。

今回とりあえず2千900万円ほど財源として繰り入れましょうと、あと合わせれば5億円というお金が現在あるわけです。これを先ほど言うように、今使うのか、後のことを考えて使うのかということが、執行部側と我々議員側と少し意見が合わないところであって、私は今の内に少しでも種を植えた方が将来2年、5年、10年先に花が咲くことをしてほしいなあというのが私どもの考えでございますので、今ひとつ交付税の部分について出来ればそういう基金に回すだけではなしに、今日も少し話がありました「職員に外に出て話をせい」と言いますが、そこに権限なり、お金なりがありさえすれば職員も出来るかも知れませんが、仕事をもって帰ったらお金が無いから出来ないという事では、職員もやる気をなくすと思いますので、そこら辺りも考慮しながらこの償還金の部分について、更に町長の方から答弁があればよろしくお願いします。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えします。

3点ございました。

まず、第1点目の審議会であります。確かにまだ21年度の行革のまとめができていない段階で次期5年間の大綱をつくるための審議会を開かざるを得なかったわけでありまして、それは出来ておりませんでしたし、合併総括というのはまだ出来ていない。そういう中で今回資料を提示したというところに問題はないかということでございますが、そういう意味では完璧な資料は出来ていなかった、提示できなかったと言われればそれについては否定は出来ないかと思っております。ただ、次期的な問題がございまして、5年間を町として資料を作成してそれを各課と原課の方でヒアリングをして提示をして来たと言っても原案というかその資料は出しております。

私はこの際申し上げておきたいと思いますが、今から先、いろいろな地域の方で審議会に入ってもらう段階で、役場があんまり立派なものを作ってしまうと「これでどうですか。」と言うと、話がその中で足かせになるとすればこれは参考資料ぐらいで、やはり専門的なことについては、資料提供して検討していただくということが全てにおいて大事なことではないかというように考えております。

出来るだけ、正確な資料を提示しながら委員の皆さんで検討してもらえよう体制を構

築していけばいいかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に職員定数の問題ですが、確かに湯梨浜とうちが一緒だといっても、全然取り巻いている社会環境、地域環境も違う、特に私どもは離島であります。旧西郷町の話もありましたが、旧西郷町時代には、この4ヶ町村のいってみれば小東京、中心でありました。今回、合併をいたしまして一つの町になっておりますが、やはり空港をもち西郷港を抱えているこの隠岐の島町は、なんだかんだいっても、私は東京、大阪、松江から見た時には、中心は隠岐の島町だと我々は自負しております。そういったことを考えたときに果たしてその定数が本土と同じでいいかということそういうわけにはまいらない部分があると思っております。

従いまして、今回第2次のものは目標数値は260としてはおりますが、私はこれをやるには慎重に審議していく必要がある。そしてまた先ほども言いましたが、労働組合側とも十分相談をしながらあるべき方向を出していきたいと考えておりますので、一方的に計画がそうだからとそうしますというやり方は考えておりません。よろしくお願いいたしますと思いません。

それから、起債償還の5億の問題ですが、今本当に地域が疲弊しております。企業も今いろいろな異業種参入ということで取り組みがちであります。これは実は雇用につながるかというと、農業をやっても、牛を飼っても、椎茸をやってもなかなか雇用にはつながらないという問題があります。そういう中でやはり公共事業悪かのごとく言いますが、隠岐は公共事業が県土並みかということまだまだ低いということを私は訴えているつもりであります。

従いまして、21年度も20億2千500万円、真水でお支払いしております。5億の経済緊急対策という形で今から出していけばいいように考えておりますが、ただひとつ地域の皆さんと話をすると起業には結構お金を出しております。こういうようなリーマンショック以来、大変な状況です。こういうところに差しかかる状況になると、もう皆さんが収入があつて昔なら飲んで食って、また次で頑張ろうということですが、それが全然出来ていない。毎日飲食するような企業が極めて少なくなったということも地域を疲弊させる大きな原因になっているかとは思いますが、企業に頑張ってもらわないと税収も上がりませんし、そういった方向で議員おっしゃいますように、今後はこれを積むだけでなしに出していきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたしますして答弁に代えさせていただきたいと思いません。

議長（米澤壽重）

以上で、高宮議員の一般質問を終わります。

只今より1時30分まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 11時31分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

一般質問を続行します。

次に、7番：齋藤昭一 議員

7番(齋藤昭一)

担当部局の教育長にお尋ねします。

私が最初に日本ジオパーク委員会への登録を推奨したのが、20年12月の一般質問でした。

承認されれば、低迷する島の産業、観光業、雇用など島の活性化に大きく貢献できると提言しました。町長は登録には住民のコンセンサスあってのことであり、いまして時間をかけ、広く周知を行うことから始めるべきだとのお答えでございました。

21年4月に教育委員会生涯学習課が担当することとなり、同年6月の一般質問には「隠岐ジオパーク推進連絡協議会」が設立し2年後23年になります「世界ジオパーク(GGN)」の登録を目指すとの事でありました。

更に、国土交通省の補助事業を導入してガイド養成等の受け入れ態勢を整備したい、2011年世界ジオパーク登録には、地域住民の支援、協力も必要だ、との教育長の答弁がございました。

21年12月の質問では、隠岐は21年10月28日に「日本ジオパーク(JGN)」に登録認定されましたが、その際に、ガイドの人材育成・外国語の説明板整備の指摘を受けているとのことでした。ガイド養成は3カ年をかけて取り組む、外国語での案内人を養成する、説明看板設置個所の調査をする、このような準備をして、2年後23年の世界ジオパーク登録を目指す、との答弁でございました。

一方、22年10月には結果が出るといわれる山陰ジオパークは、22年8月に「世界ジオパーク」委員の調査が行われた様子がテレビや新聞に大きく取り上げられていました。3県知事は大きな予算を付け派手な宣伝活動を行い、絶対的な自信をちらつかせております。隠岐もこのくらいやらないと認可は無理ではないかと危惧しております。

今回は、これらの答弁の項目がその後いかに実行されているかを確認させていただきます。

1番目、住民のコンセンサス、コンセンサスというのは、大多数の意見・総意・世論の一致という意味だそうですが、コンセンサスを得る為の活動・周知の実績、地区住民の支援や協力を得られているか。

2 番目、島前地域との連携を図り活動計画を策定し専門部会で推進するとなっておりますが、島前地域は積極的ですか、活動内容、実績を回答してください。

3 番目、国土交通省の補助事業として申請の実績、補助金を得られたのか。

4 番目、ガイドの養成は進んでいるのか。

5 番目、外国語での案内人は養成できたのか。

6 番目、説明看板の設置個所の調査、設置はできたのか、その個所はどこか。看板というのは、12 歳の子供でも理解できるような説明文が基本だと聞いています。他の地域の看板に文句がでまして、これでは難しいということでやりかえされた地区もあったそうです。

7 番目、博物館の設置は必ずしも必要ではない、とのことだが自然館のリニューアルはどうしたか。

私は、活動の複雑さから関係する役場の多くの課がプロジェクトチームを組みそれぞれのノウハウを結集して取り組む必要があると機会あるごとに言ってきました。

観光分野では、外国人にも対応できるガイド養成業務、案内板設置個所の認定作業、その文面作成、展示物展示会場の設定作業、旅行商品作り、また教育分野では学校行事の遠足などを通して体感する取り組みなどが必要だと思っております。肝心の「世界ジオパーク」へ提出する書類の英文翻訳作業など多くの問題があります。現在何名を振り当てていて、今後いつから増員するのか。対外的には呼びかけや情報の発信の必要性などをするには 1 人や 2 人では、この大きな事業の完成にはとうていおぼつかないと推察しております。

ちなみに鳥取県庁では 22 年 4 月 21 日に各部局から選ばれた 28 人のプロジェクトチームを編成し、これらの問題に取り組んでいるそうです。

次に、山陰ジオパークの現地審査で 8 月 1 日に来日した「世界ジオパーク」委員は現地の子供でもジオパークのこと知っていることに大変満足したそうです。今、この島で同じことの質問をして満足のいける返答ができるのか不安です。

私は、先般町のご婦人に聞いてみましたが、「それ何。」とのつれない返答でした。島の様子や人々の話題から推測するに住民支援、協力を得て活動が進行しているようには見えません。「世界ジオパーク」の委員が来島し、同様の質問をされたらと思うと不安でたまりません。

今後の活動方針の説明をお願いします。

総合観光案内所を設置する必要があります。通常の観光案内と合わせてジオパーク用の窓口を設けガイドの手配や旅行商品づくり、学習会など、来島者を充分納得させるほどの受け答えができ、英会話ができ、近未来には中国語ができる係員を配置し、お客様対応のできる

窓口員が必要であろうと思います。どう対応しようとしているのでしょうか。

看板設置個所は隠岐空港や西郷港口ビーはもちろんのこと、松江や大都市など島外にも掲げる必要があると思いますが、具体策はありますか。

最後の質問です。23年の世界ジオパーク認定に向けての活動スケジュールを公表をしてください。

今まで数年間、数回の質問に対する答弁書を読み返してみますと、「取り組みます。」とした答弁を得た個所が結構あります。待ち心で期待をしていましたが、忘れられたかのように何も起こらない。その間、無駄な時間を過ごしています。結果、気付いた時はすでに時期を外れていることが多いのです。やるとかやらないとかを決めたら、後日でもそれなりの説明があってもいいのではと思います。「～しっぱなし。」では責任を回避しているように思います。

このような疑義を持つのは私だけでしょうか、質問には最後まで責任ある回答を期待いたします。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

ただいまの齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

世界ジオパーク登録の最終審査でございますけれども、ご指摘のとおり平成23年の9月に日本の候補地が決定する予定であり、これに向けて鋭意取り組んでいるところであります。

次に「住民のコンセンサスを得るための活動や周知実績、住民の支援・協力等」についてでございますが、小中学校では総合学習の授業の中でジオパーク学習に取り組んでいますし、また、隠岐高校でも文化祭でジオパークの展示や学習会を行なっております。

住民への広報・周知につきましては、町報への掲載や昨年開催いたしました「日本ジオパーク認定記念シンポジウム」をはじめ、本年5月には「隠岐ジオパーク WAON 発行記念式典」を開催するとともに、図書館においてジオパーク展示コーナーの設置や各種団体、自治会、分館などでのジオパーク学習会に取り組んでまいったところであります。

次に「島前地域は積極的か」についてでございますけれども、島前の町村間でも若干の温度差があるものと認識しているところでございます。しかしながら、世界ジオパークに認定には隠岐全体で取り組むことが必要であり、町村間や関係団体との連携を図りながら歩調を合わせていくそういう必要があるというふうに考えているところであります。

島前での活動内容と実績ですが、幹事会これは各3町村の教育委員会の課長、観光課長、また隠岐視聴の地域振興観光グループの課長そうした方々と連携を図り、昨年は西ノ島町と

海士町で観光協会職員や一般町民を対象に、5回のジオパーク学習会を開催し意識啓発を行ったところであります。

今後は、島前の小中学校でもジオパーク学習会を開催し、理解を深めていく考えてございます。

「国土交通省の補助事業」につきましては、昨年度は該当がございませんでしたので、ユネスコの補助事業を申請いたしましたが、残念ながら採択となりませんでした。今後も引き続き助成事業に申請してまいります。

「ガイドの養成」につきましては、昨年度、島前・島後併せて21回のガイド養成講座を開催いたしました。本年度は、重点分野雇用創造事業におきまして、世界ジオパーク登録に向けたインストラクター養成に取り組んでおります。また来月からは、隠岐の島町観光協会や隠岐地区雇用促進協議会等と連携をいたしまして、ジオパークガイド養成講座を開催する計画でございます。

「外国語での案内人の養成」につきましては、今現在、取り組みが遅れておりますけれども、ガイド養成講座の受講者の中には、英会話教室で学びながら英語のガイドに取り組んでいる方もいますので、今しばらく猶予をいただきたいと思います。

「説明看板の設置箇所の調査」についてでございますが、現地調査の結果、外国語対応を含めて島前・島後約120箇所の設置が必要と考えております。そのうち本年度中に、町内50箇所を整備し、その他の箇所につきましては来年度から2カ年で、県事業として整備していただけるように要請しているところであります。もちろんこの案内板は子ども達が理解しやすい看板をかかげなければならないと思っております。

「博物館の設置と自然館のリニューアル」についてでございますが、世界ジオパークの認定において博物館の設置が絶対条件ではありませんが、評価点として加算されることとなっております。自然館のリニューアルは、隠岐の島町展示施設再生検討委員会での検討結果に基づくものでございまして、隠岐ジオパークのビジターセンターとしての機能を兼ね備えることとし、地質学的な要素を追加し展示したところであります。

次に「現在の体制と活動方針」についてでございます。

世界ジオパーク登録に向けた取り組みは、生涯学習課長と文化振興係2名が兼務しているところでございます。なお、今年6月からジオパーク事業推進にかかる臨時職員1名を雇用しているところでございますけれども、今後の体制整備につきましては、県や企業の支援をいただきながら、積極的に取り組んで参りたいと考えているところであります。

活動方針につきましては、最初に申し上げましたが、更なる住民の意識高揚を図るとともに、隠岐地域の活性化や教育振興に資することを目的として、世界ジオパーク登録に向けて積極的に取り組んで参りますのでご理解をいただきますようお願いをいたします。

「総合観光案内所の設置」につきましては、隠岐の島町観光協会が主体となって取り組むことが肝要であると考えておりますが、窓口での対応としましては、昨年度より観光協会職員やタクシー運転手等を対象としたガイド講座に取り組んで参りました。窓口における英語や中国語での対応も必要であると考えておりますが、まずは日本語での対応ができる人材の育成が喫緊の課題であると思っておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

「看板設置箇所の具体策」につきましては、説明看板のところでも述べましたが、「隠岐ジオパーク WAON 発行記念式典」に併せまして、本土側も含めた隠岐汽船の寄港地に PR の懸垂幕を掲げておりますが、今後も引き続き PR ポスターや DVD の作成など、県の支援をいただきながら PR に努めて参る所存であります。

最後の「世界ジオパーク認定への活動スケジュール」でございますが、冒頭で申し上げたとおりでございます。

先ず日本の候補地となることが求められております。具体的には、平成 23 年 4 月末までに日本語の申請書を提出し、プレゼンテーション、現地視察を経て、9 月末には日本の候補地が決定いたします。その後、12 月末までに世界ジオパークネットワーク、これは英文の申請書を提出いたします。現地視察が 24 年 7 月に行なわれ、9 月に世界ジオパークの登録が決定することになっておるしだいあります。

平成 24 年の登録に向けまして、精力的に取り組んで参る所存でございますので、尚一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

7 番（ 齋 藤 昭 一 ）

再質問をさせていただきます。

もうひとつ質問させていただきます。

今、お答えいただきました中で、少々疑問に思った点がありましたので確認させていただきます。

住民のコンセンサスというところですが、小中学校も含めて学習会をおこなっているというところではありますが、遠足などの行き先をジオに関する場所を選んだり、また、その現場で手を取りながら、実施見学を取り入れたやり方なども、実に効果があるのではと思いま

すので、是非考えていただきたいと思います。子ども達が一番重要でございますからよろしくをお願いします。

次に、国土交通省の補助金申請云々がございましたが、「なかった。」と言われましたが、要求というか、声がおとなしすぎるのではないかと、とある国のように無理押ししてでもゲットするという声が必要ではないかと思います。ひとつ頑張ってもらいたい。

次に、ガイド養成ですが、教育方以外には何人位が必要だと思っておられるかお聞きしたいです。それから、外国語での分ですが、島には英語を話せる人がおられます。その教育次第ではその事業に役立つのではと思いますので、少し研究してみられたらと思います。

交通関係とか、旅館とか、色々な案内所等までも踏み込んだ総合教育を要請してもらいたいというふうに思っております。

プロジェクトチームというふうに申し上げましたが、言葉が適切かどうかわかりませんが、とにかく役場庁内で皆さんが関係するところが沢山あります。石、木、草、岩、海等なんでも関係してきますのでそういうところの専門的なノウハウを結集してやっていただければ更に実効があるのではないかと。鳥取県の場合には、担当課が「鳥取県文化観光局文化製作課」だそうです。

日本ジオパーク委員会は、平成 22 年 9 月 15 日新聞ですが「日本ジオパークネットワークに高知県の室戸を申請する。」つまり日本ジオパーク委員会が許可しないと次の段階へ進めませんので、まずここの許可を得なければならない。その室戸が山陰に続いて手を挙げたと、ここの担当は企画財政課だそうです。

隠岐では学校教育の延長としか考えておられませんかとも知れませんが、どちらかという観光につながることでみんな金儲けにつながっていきます。果たして、教育委員会で大丈夫かという疑問がわいております。職員の中でも、こういう事に興味のあるやる気のある職員に希望者を募って、それぞれの能力を発揮してもらったら、いいチームが出来るのではと思います。

当初は、糸井川等 3 つほど申請許可になりましたが、隠岐もこの並びで考えていたのではと・・・しかし、いつのまにか 2 番手、3 番手になってしまった。何がおかしいのかなというのが疑問であります。是非とも 24 年には役場の玄関に垂れ幕が揚げられるような状態で頑張ってもらいたいと思います。

鳥取県の知事の部屋に、ジオパークののぼりが掛かっているのです。それもテレビで見た時にアピールになりますので、そういう事も併せて考えてみてください。何と云っても、看

板は重要ですので、将来東京直行便の就航に向けての大きなアピールにはなると思います。松江にも、大都市にも、島外にも宣伝が出来るように思います。

最後にスケジュールがでておりましたが、24年の9月には登録が決定するという事ですので、是非ともこれに併せて皆さんで知恵を絞って努力していただきたい。活性化には絶対必要ですから、是非これを通していただきたいというふうに思います。

隠岐にはたくさんの材料がないものですから、こういう事に力を入れていくしかないと思いますので、よろしくお願いたします。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

再質問にお答えします。

ジオパークは、地域振興、観光振興あるいは、教育への進展など幅広い分野でそれぞれの施策につながっていくものでございますので、今後も是非ご支援をお願いしたいと思います。

何点か質問がありましたが、住民へのコンセンサス、学習会、また、子ども達が遠足の場でもジオに関する場所に出かける工夫をとということでございますが、これは、学校等にもそのような要請をするのは可能であります。国土交通省への補助事業申請、アピール不足ではということですが、強力なアピールを今後の続けていく予定でありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、ガイド養成は何人位を目指しているかということですが、ガイドの育成につきましては初級、中級、上級とありますが、初級につきましては20名位、中級ガイドについては10名、上級ガイドについては5名とその辺の数字をにらんでいるところであります。

それから、旅館業にも踏み込んだお話の件ですが当然、島内のあらゆる業者の方々への要請といひますか学習会とか、知識の啓発に取り組んでいくべきだと考えております。

プロジェクトチームは、鳥取県の例を引き合いに出されておりましたが、プロジェクトチームにつきましては、今後、関係各課と協議をしながら検討をさせていただきたいと考えているところであります。

役場の職員を対象にしたジオパークの学習会も企画をしたいと考えております。もちろん議員の皆さん方に対しましても、学習会を開催出来ればというふうに思っているところであります。

また、世界ジオに向けて出遅れたというのは、日本ジオパーク申請を経てのことですので、ちょっと1年ほどタイミングがズレてしまったという経過もございました。何と申しても、24年9月世界ジオパークを目指してまいりますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

鳥取県の知事室には、大きなジオののぼりがあったり、映像でのPR効果を狙っているようにございますけれども、本庁におきましてもそういったメディアに対する取り組みも大切であると思いますので、その当たりの施策も考えてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

7番（ 齋藤 昭一 ）

聞き忘れたことがありますので一点だけお聞きします。

現在、いろいろな作業を教育生涯学習課でやっておられますねえ・・・果たして話が段々と盛り上がっていく中で1人や2人ではおそらく無理だろうとこれをもっと幅広くするにはプロジェクトチームを、これから云々言うては間に合わないと思うので、もっと専門の人を増やしてやらなければならないことが多々あると思うのですが、その辺はどうお考えになっているかお尋ねして終わりにしたいと思います。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

人員体制の強化についてですが、来年度以降課題を整理しながらどこでどういう部分で何が足りないかという事を洗い出して、その上で体制の強化が出来ればいいかと思っているとこであります。ちょっと弱い答弁かも知れませんがそういう気持ちでいることは間違いないと思います。

議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

次に、8番：石田茂春 議員

8番（ 石田 茂春 ）

それでは冒頭に言っておきますが、私は再質問をいたしません。どなたが聞いておられてもよくわかるように、町長、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告しておりました安心安全な集落づくりについて質問いたします。

7月11日18時、大雨警報が発令され、その後消防団地区内警戒体制に入り、各地区では停電及び避難勧告が出されました。幸いにも、人命的な被害はありませんでした。しかし、7月12日未明、町道箕浦線において大規模な土砂崩れが発生し、通行不能、停電に陥りました。

陸の孤立状態に陥ったこの地区は、全世帯が不安になりました。しかし、町の災害対応も早く通勤通学、急患、災害対策も迅速に行い、どうにか不安的な要素はなかったように思われます。区長さんを始め、区民の人達は精神的に疲労の重なった5日間だったと思います。

私ごとではありますが、私も何年か前孤立集落を経験した一人であります。そして急患災害等については、不安な数日間を過ごしました。電気も同じです。電気というのは、停電のためお風呂に入れなかったということでございます。

町長は、機会あるごとに安心安全な町づくりを心がけていると言っておられますが、そうとは思わないですね。名目はなんであろうと、名目というのは事業名ですが、迂回路道がない集落が 3 ないし 4 集落があります。安心安全な集落をつくるためにも迂回路道が必要に思われます。

町長のお考えをお伺いします。

番外（ 町長 松田和久 ）

ただいまの石田議員のご質問にお答えをいたします。

「安心安全な集落づくりは」については、議員仰せのとおり、特に迂回道路のないそういった集落につきましては、先般のような災害時においてそれが決壊するということになると不安は計り知れないものがありまして、安心安全な集落づくりを行ってまいります上で、生活道路の確保は極めて重要でございます。

生活道路として一路線しかないそういった集落がまだいくらかございます。災害に強い道路を基本に整備を進めておりますが、石田議員の蛸木地区で実施いたしました、畜産振興のための牧野整備と併せた牧道建設なども、一つの方法ではないかと考えているところでございます。

迂回道路は安定した生活を送るためにも必要でありますことから、迂回道路として利用できるあらゆる道路網の整備について検討し、安心安全な住民生活のために道路確保に引き続き取り組んでまいりたいこのように考えております。おそらく先般の箕浦地区のことが頭におありになって言われたことと思いますが、箕浦地区もそうですし、お宅の地区もそうです。

先般、「出前町長室」を開催していただきまして、おじゃまをいたしまして今、新たに加茂地区から取り急ぎという事で、今早急に計画をさせております。近い内に総合振興計画に載せまして、こういった緊急を要するものから整備を早く進めたいということで県当局にもお願いをしてまいりたいと考えております。

今、「安全と活力ある島づくり協議会」というのを設置しておりまして、今回 10 月には県当局に要望活動というものを考えておりますが、そういう中でこの安心安全生活を確保してまいりますためには、まだまだ色々な事業導入が必要であります。そういった事につきまして今後も県当局に働きかけながら、何としましても積極的に取り組んでいきたいとこの様に考え

ておりますのでよろしく願いをいたします。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、一般質問を終わります。

次に、2 番：前田芳樹 議員

2 番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは順次お尋ねいたします。

まず、竹島返還要求運動の今後及び、関連事項について町長にお伺いします。

領土権は国家的な課題であります。竹島返還要求運動は所管自治体が自主的に運動を展開してい必要がはあると思います。

役場内に所管課を設け、小中学校の副読本の発行をし、議員が松江市での大会に参加をし、町長が中央への陳情をしてよくやってきたと思います。ただ、総じて県に頼ってばかりの印象は拭えません。

所管が五箇村時代の平成 15 年 10 月のアリーナ 3,000 人大会では、徹夜して作った横断幕をかけたの漁業基地でありました久見漁港の漁師 12 人に持たせて壇上に上がって、そしてアピールし大会を盛り上げた者としては、その後の所管自治体としての取り組みには限界があるにせよ、非常に物足りなさを感じるところでございます。

陳情旅費 22 万円と看板代だけの策定では、島民へのプロパガンダはもちろん、そして色々な意識を高める点では不足をきたしていると思います。

島民の認識を高め島前も組み入れて、年 2 回ぐらいは島前島後の全世帯に竹島特集便を配布するとか、学校副読本の更なる充実とか、町議会の議員連盟が県議会や国会・中央省庁へ要求運動に行けるようにするとか、もう少し自主的活動ができるような予算措置がまず必要だと思えます。

来年度は、県や国に対して強く活動費補助金要望をしていただきまして、更なる取り組みができるようにするべきだと思いますが、この点いかがでございましょうか。

次に、竹島漁撈歴史記念館の建設促進についてお尋ねをいたします。

平成 16 年 10 月に町長・議長・隠岐島漁連会長の 3 人がかつての竹島への漁業基地でありました久見地区へ現地視察に来てくださいました。そして、集会所の跡地に竹島漁撈歴史記念館を建設しようとなっておりましたが、その後まったく進まず無しのつづてでございます。

昨年と今年の二度、県議会議員連盟の会長が直接に「県が竹島漁撈歴史記念館を作ってや

るからもうちょっとまっちょれや。」と言ってくださいました。旧五箇村時代からの命題でもあり新町建設計画書に掲載要望し、竹島漁撈歴史記念館なる名称の発案者である者といたしましては、いつまで待てばいいのかなあという思いでございます。

竹島漁獵合資会社の代表者でありました中井養三郎のみが歴史的にクローズアップされておりますが、中井さんが独占使用として竹島漁撈に参入する以前の明治 36 年までは、久見村 20 人仲間が久見漁業組合、これは協同組合の前の段階として、竹島漁撈をしており、その中の池田吉太郎・橋岡友次郎・八幡長四郎さんの 3 兄弟の内の橋岡友次郎さんが合資会社の最初の共同経営者となっております。

中井洋三郎氏が竹島を明治 38 年に日本領土編入確定させる行動をしてその端緒となったこと、これは大きな功績であると思います。ただ、アシカ漁の独占を企図して竹島漁撈には途中参入したのであって、島根県知事は、先に操業していたもの達の権益を考慮して中井氏の単独での漁撈許可は与えておりません。歴史的事実は様々な文書で下條先生たちが明らかにしてくれてますが、鳥取藩・大谷家・村川家が交代で江戸時代に操業していたあとに、久見村 20 人仲間が、明治 37 年までに操業しておったそうです。許可制となった明治 38 年からは、中井・橋岡・井口・加藤の合資会社が操業し、昭和 4 年に八幡長四郎元村長、後に県議会議員をなさった方です。この人単独に竹島漁業権が移っているわけです。昭和 8 年から 16 年までは、橋岡友次郎の長男・橋岡忠重、八幡長四郎の甥が操業しています。明治初めから昭和 16 年までを通じて久見地区の人々は数え切れないほどの大勢が竹島漁撈に携わってきておったそうです。中江氏よりも長期間に渡って携わってきたものが大勢いることを忘れてはならないと私は思います。

昭和 29 年には、島根県の誘導のもとに久見漁業協同組合の漁師 11 人が李承晩ラインを隠密に超えて試験操業をしております。その 11 人の中には 2 人の竹島漁撈経験者がおりました。昭和 39 年まで池田吉太郎さんの孫になりますが、池田邦幸さんが竹島アシカ漁の県知事許可を保持してきておりました。この鑑札は見たことがあります。橋岡忠重氏が竹島から持ち帰った記念石もありましたがこれは町長の計らいで今は郷土館に展示してあります。

戦後ずっと地区の人達は橋岡忠重氏を中心として竹島返還要求運動を続けておりました。その姿はよく見ております。先人たちの思いを無視することは出来ないなと私は思うのです。つまり、竹島漁撈に関する歴史が積み上がっている久見地区に、竹島漁撈歴史記念館を早く作るべきではないでしょうか。何もかも西郷への一極集中ではなく、島の北部振興も考えていただきたいなと感じるところでございます。

この辺で本気でやる気を出して、竹島返還要求運動のシンボリックな点として、また観光スポットのひとつとして竹島漁撈歴史記念館の建設促進に本気で取り組むべきではないかと思うところがございます。この点はいかがでございましょうか。

次、新日韓漁業協定補償基金について伺います。

新日韓漁業協定を結び竹島は、暫定水域の中で極めて曖昧な位置付けとされた。それどころか、20 海里以内には、日本漁船が入れないというあたかも韓国のものであるかのごとき扱いがされております。暫定水域内では、なりふりかまわぬ韓国漁船の操業が報じられ、多大な漁獲被害も受けております。その暫定水域を設ける時に日本政府は佐賀県から石川県までの日本海側の漁業者の利害感情を抑えるために漁業補償を目的とした基金 250 億円を竹下登氏がこれまでに沖合い漁業へは色々な形で補償が為されてきたそうですが、隠岐諸島の沿岸漁業へは全くと言っていいほどに漁業補償はなされておられません。平成 17 年には 170 億円が残っていると聞いておりましたが、現在これがいくら残っているのか、また、その基金から戦後以降で竹島での漁撈による逸失利益に対する漁業補償をもらえないのか確認と要求をしていただきたい。島後の沿岸漁業は陸上施設の老朽化と漁業者の高齢化などで大変は衰退の一途でございませう。新日韓漁業協定補償基金から逸失漁業所得の補償を竹島が所属する隠岐の島町が要求してもおかしくはないと思うのですが、極めて政治的な基金のようです。これを原資にして島後の沿岸漁業の建て直しと振興に活用できないものかと思ひます。どうでございませうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

只今の前田議員の「竹島返還要求運動の今後及び関連事項について」のご質問におこたえします。

まず、竹島関連の予算措置についてでございませうが、ご指摘のとおり例年の活動費といたしましては、期成同盟会がおこなひます関係省庁への要望のための旅費、「竹島の日記念式典」への参加旅費などが中心でございまして、十分とは必ずしも言えないというように思ひます。

ただ、昨年度は緊急経済対策の中で、啓発用の懸垂幕掲示施設の整備や、横断幕及びのぼり旗の作成を実施してまいりましたし、ご案内のとおりであります本年度におきましては、来る 10 月 23 日に竹島「隠岐集会」を開催すべく現在準備を進めているところでございまして、機会を捉えて竹島問題に鋭意取り組んでいるところでございませう。

私は、現在韓国が進めております海洋基地建設計画に対しましても非常に強い危機感を抱

いておりまして、このことが何を意味するのかの問題提起を積極的におこなってまいりたいとこのように考えているところでございます。

ご指摘の自主的活動ができる予算措置につきましては、市民運動を展開する団体の組織化ができないかなどを含め、今後検討していきたいと考えているところであります。

2 点目の竹島漁撈歴史記念館についてでございますが、国に対する要望書には必ずこの件を盛り込んでいるところでございます。今後も竹島問題の啓発施設を本町に建設することの重要性を訴えてまいりたいとこのように考えています。

現在、島根県では竹島問題と国境離島の問題を啓発する施設の検討会を立ち上げており、要請により本町からも職員が参加をいたしまして検討に加わっています。

12 月には知事に対して、最終報告をする予定で報告書はそのまま国に対する要望時に活用できるものにしたい方針で、内容的には施設の設備及び管理の主体は国であること、設置場所は本町であること、展示施設及び視聴施設などを設備すること、などが盛り込まれる見込みということを伺っております。

3 点目の新日韓漁業協定補償基金についてでございますが、議員ご指摘の基金は、平成 10 年小淵内閣において「新日韓漁業協定」を締結しましたおりに創設された基金でございます。

この協定締結時には、竹島の領有権及び領土問題が解決されないことによりまして、日韓の境界線の合意が得られず一部に暫定水域を設けて協定を締結しました。その折に暫定水域の範囲をめぐって国内の漁業者が強く反発しましたため、暫定水域の設定などに伴い影響が生じた場合に経営安定資金の融資等の支援を行うため、国は「新日韓漁業協定関連対策特別基金」を総額 250 億円で創設をしまして、財団法人「日韓・日中新協定対策漁業振興財団」により運用をされてまいったところでございます。その後、250 億円は使い切り、100 億円あまりを基金に追加して運用することとなっていました。民主党政権による事業仕分けにおきまして、残存の 100 億円余りは、平成 21 年度に国庫に返納され、基金は廃止されているところでございます。

従いまして、議員ご指摘の基金の活用は出来なくなっていますので、ご理解をお願いいたします。以上ご答弁に代えさせていただきます。

2 番 (前 田 芳 樹)

2 点ほど伺いたいと思います。

竹島漁撈歴史記念館建設促進の部分ですが、平成 16 年 10 月の時に久見地区の人が天下の町長さんが来ておっしゃったことだから、これでやっと「竹島漁撈歴史記念館」も実現す

るだろうと信じきっておりました。

しかし、その後全く話はなくなりました。あの時は区長さんが案内役でもありましたし、例えば善意であったとしても公人である町長が地域住民に期待を抱かせて有言不実行ではないかと私は思っております。

予算措置をみると 3,000 万円以上の闘牛牛舎がすぐ出来る、8,000 万円以上のテニスコートがすぐ出来た、こういう状況をみますと、本当に自分達が国に頼る、県に頼るではなくして、自分達が本気でやる気を出せば出来る話と私は感じます。この予算の状況をみますと、そういう感じがします。あの時は言っただけのジェスチャーだったということではあまりにも情けないなあと感じます。

公人として、言ったことは有言不実行ではなくて実践をしていただきたいと思います。

つまり、地区の人達は 3,000 万円程度の闘牛牛舎みたいなものでよいですから・・・あれから 6 年経ちますから。地区の人達は、静かに 6 年待ったんです。この辺で実行していただきたい。

ある時、集会所を町長さんが見て、「ここがいいのではないか。」ということをおっしゃってくれました。町長の言葉を地区の人は、「これで先に進める、実現できる。」と信じきっていたわけです。この辺を町長はよく捉えておいていただきたい。

次に、新日韓漁業協定のお話を伺いましたが、事業仕分けで無くされたということですが、これは仕方がないことにはなりますが、大変おいしいことをしたなあと思います。島には、水産高校があるわけですが、卒業しても水産業に係われない就業の場所がない、こういうことに対して、この様な水産業関連の基金をしっかりと要求して殖産政策を実施して行かなければならないと感じますが、非常に残念に感じます。

今後、若い世代の働く場所、島の人口増加を計る場所、つまり就労の場所です。これに対して減費を作るために今後はあきらめないで根気強く竹島カードを使える、使うのも必要ではないかと思うわけですが。

この国境の島をアピールしながら、竹島漁撈の約 70 年間の逸失利益に対して補償要求を関連上級官庁へ要望し続けていただきたい。

250 億の地方債残高の中で 168 億が交付金助成で帳消しになるわけですが、残り 82 億円ばかりですかね、これは結果的に自治体負担になるわけですがこころの補填原資として要求してもよからうではと。

竹島カードをいつかの面では活用してはどうかと思うのですが、この点いかがでございます

しょうか。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたします。

どうも誤解といたしますか、曲解があると思います。

私は、町の財源でもって「竹島漁撈記念館」をつくるというような発言をしたことは、いっぺんもないと、これは、前の書類を調べればわかることですが、私は、一貫いたしまして国当局に対して「これは、町が集会所をつくってください。」という問題ではありません。

国家主権の根幹をなす、そういった領土問題ですから、国がきちり韓国から来てもその歴史がわかるような施設は、絶対地元が必要である。今韓国から来ても何も無いのです。「帰れ、竹島」ぐらいしかありません。そういう事ではいかなものかということで、国当局に行きましたら何を言うかという「町長、設計書は持って来たか。」と、私は「ちょっと待ってくださいよ。」と、それは県の先生方が行っておりますから聞いてみてください。私はこの問題は1町1県が解決できるような問題ではありません。主権国家である国がきちんと対応することが、ですから国に造ってくださいということ、私に代わりましてからも一貫して訴えております。先般、細田県議が来られました時に、細田県議が「竹島漁撈歴史記念館を造ってやるからもう少し待っておけ。」と言われたそうですが本当ですかと聞きまして「違う。」と「君が言っていると同じように国が造るべきだ。」と「その辺を強く訴えるからもう少し待ってほしい。」というのが本旨だったようですが、どうも議員さん、町がつくらなかったら県がつくるみたいなお話にも曲解されている。これは、そのことは強く訴えておりますが、これは町が造るというような代物ではないというように思っておりますので是非ご理解をいただきたいと思います。

それから、「新日韓漁業協定」平成11年に結ばれましたが、そこは今、韓国は沖合底引きを認めております。日本は認めていません。そういうようなことで、乱獲、非常に厳しいものがあります。そういう中で、もし専管水域といたしますか、暫定水域で支障があるとすれば、そこに対する補償案件として250億余りが制定されて、先が久見のものか、韓国のものかお互いが今言い合っているわけですから、こういう最中にその補償のために金を出すというようなものではございません。ですから、そのことは、暫定水域問題で支障がでて補償をしなければならぬ案件があるとすれば、それに対して補償しましょうというのが、この趣旨でありますので、そのところをひとつご理解をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

2番(前 田 芳 樹)

それでは、これ、止めようかと思っていまいしたが、話が出ましたからひとつ伺います。

平成 16 年 10 月に町長が久見地区へ来られて、私と区長さんとに案内しなさいとおっしゃったから、町長と、議長と、隠岐島漁連会長の 3 人を案内しました。2、3 箇所見て旧集会所のところに来た時に、「うん、ここがいいと思う。」とおっしゃいました。これは、1 対 1 のお話ではありません。公人がその時そういう具合にしているのが、忘れて知らんと無しをつぶてというのは無いでしょう。もう少し誠意ある対応をしていただきたいと思います。

そして、もう一つ細田重雄さんの話がでましたが、細田さんは衆議院選挙の時に街頭演説に来られました、そして今年も参議院選挙で来られました。細田さんは、竹島の議員連盟会長でありますので、私はそこで聞きました。「早くしてくださいよ。」と、そうしましたら細田さんが「県がつくってやるから、もう少し待ちよれや。」と確かにいいました。これは、水掛け論になりますのでこれは一応の反論として申し上げます。

次の質問にいきます。

次に、島の社会福祉の将来展望と福祉課以後職員の処遇改善についてお尋ねいたします。

将来不足するであろう福祉の担い手育成についてどのような展望をもっておられるのか。

2011 年度国家予算一般会計 96 兆円の中で社会福祉は 26 兆円という。実に 27 %にもなる。

隠岐の島町の平成 21 年度一般会計 179 億円の中で民生福祉費は 26 億円の 14 %となっております。国よりも構成比率はまだましのようにです。ただ、これからが大変な事態になるのではないかと思います。75 歳年齢のピークは人口動態的には 13 年後にやってくると想定できますが、問題は財政比率などよりも、その時点でのきのこ型をした人口形態で福祉の担い手が極端に不足するのではないかという点ではないでしょうか。今から超高齢化社会を想定したシュミレーションをして担い手育成対策に取り組む必要はあるだろうと思うが、行政としてはどのような将来展望を持っておられるのでしょうか。

次に介護職員の処遇改善に取り組む必要がありはしないかという点です。

社会福祉協議会が介護職員の募集を出したのを見ますと、1 年期間の臨時とか、あるいは期間雇用とか、年収 200 万円前後で、とても将来性のある安定した雇用とはいえないと思います。聞きますと経営が成り立たない、しかし、人員は必要だといえます。町の直轄施設でさえこの様な状況でございます。

ハローワークに、常時出ている福祉関係の求人状況は 3ヶ月・6ヶ月の臨時・パートと更に

こまぎれの労働条件であります。島の介護職員の雇用環境は、非常に低水準にあるのではないかと思います。何も島に限らず、全国的に介護職員の雇用待遇は悪いといわれて、社会問題化して、政府は、介護職員処遇改善交付金事業を開始して、その待遇改善をしようとしています。しかし、その金額は低額でとても改善とは言い難い水準で、しかも3ヵ年しかその制度はないと、民間事業所には立ち入れない困難さはあるが、この介護職員への処遇改善に行政が真剣に取り組み指導援助しなければ介護福祉の将来はないと思いますけれどもどう考えますか。

番外（町長 松田和久）

ちょっと、先ほどの件ですが、平成16年だったと思いますが、私は間違いなく行っております。そして、集会所で話し合いをいたしておりますが、何故その時に行ったかという平成16年合併をいたしました折に、私は五箇村がなくなったものですから、「竹島領有権確立隠岐期成同盟会」の会長が私に移った。そこで地元の要望も一度伺いしておく必要がある。そして、毎年国に要望するわけですので、その前に意見を伺っておく必要があるということで行きました。その折に、「地元どうしても造ってほしい。」ということで「この辺はどうか、この辺は・・・。」ということで、「ここがいいことないでしょうか。」ということで、以来、国に対しては地元でそういうものをつくって欲しいという要望はしております、決して忘れたわけではございません。

ただ、どうも町長がつくるみたいな話があったようですが、そういう発言は残念ながらいたしておりません。主権国家である国が、歴史的事実をきちんと立証するために、国がつくるべきだと当時の官房長官や政調会長にも、私の方から直接お願いをしてまいってきたところでありまして決して忘れたつもりはございませんので、そのところをご了解いただきたいと思っております。

それでは、前田議員の2問目のお答えをさせていただきます。

少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、福祉・介護サービスの需要は近年増大してきておりますところでございますが、平成27年には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、これからの方々が後期高齢者となる平成37年には福祉・介護へのニーズはピークになるその心配は議員も一緒だと思います。

少子化が進行しております昨今、福祉・介護サービス分野の担い手の育成は、将来における人材確保の面から大変重要な課題となりますことは、ご案内のとおりでございます。本町におきましては、介護サービスの担い手育成といたしましては、社会福祉協議会をはじめそ

の他団体によりますヘルパー 2 級の養成研修が平成 18 年度、平成 20 年度、平成 21 年度にそれぞれ 40 名程度の受講により実施をされておりまして、本年度もこの養成研修に併せ資格取得訓練が 30 名程度の予定で実施されますことから、未就業の潜在的有資格者が多数おられ、人材確保は今のところは出来るものと思うところでございますが、町民のニーズや隠岐広域区連合介護保険事業計画の介護サービス必要量をにらみながら、今後も促進してまいりたいとおもいますので、ご理解をお願いいたします。

また、数だけではなく資質の向上も望まれるところですが、今年度より介護福祉士の国家試験につきましては、筆記試験が今までは中国地区で広島県の実施でしたが、松江市でも受験可能となり、受験者への利便性が図られましたことから、介護の現場で働く方の資格取得意欲の向上につながり、介護サービスの担い手の育成は図られるものと思うところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2 点目の「介護職員の処遇改善に取り組む必要がありはしないか。」というご質問でございますが、議員仰せのとおり国は平成 24 年 3 月までの間は、処遇改善交付金により賃金改善をはじめ勤務シフトの改善や研修の充実などが図られるようになっておりますが、これらの施策につきましては、国・県におきまして実施状況を評価・検証され、必要に応じその対策が講じられ介護サービスの充実が図られるものと、このように理解をいたしておりますのでご理解を賜わりますようお願いいたします。

なお、本町の総合振興計画書に掲げております「長生きして元気な高齢化社会」を推進してまいりますために、地域包括支援センターを中心に自主的な介護予防や、生きがい対策に地域全体で取り組んで行くことがこれも一番大切な対策というように考えておりますのでよろしく願いをして答弁に代えたいと思います。

議長（米澤壽重）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

只今から 15 時 5 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 14 時 42 分 ）

それでは只今より本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 15 時 05 分 ）

次に、4 番：齋藤幸廣 議員

4 番（齋藤幸廣）

今、隠岐の島町ではテレビの地デジ対応、あるいはブロードバンド対応の光ケーブル施設

の工事が始まるうとしておりますが、その流れの中でいろいろ調べてみたところ少し腑に落ちない部分がありましたので、通告どおり分割でおこないます。

五箇におきましては、地デジ対応としてテレビの共同受信施設、光ファイバーを使った全面改修といいますが、新設ということがなされたわけですが、これについては施設が老朽化していて維持管理に大変だったということもあって、五箇の方で以前から要求してあったそうです。

この事業を進めるにあたって、何故か組合の方からも町の方へこの事業へ補助をお願いすることをしなかったというふうに聞いております。

しかし、以前、合併前の昭和 59 年の大改修時には村から助成を受けて、改修に取り組んだと、それで年数がたって施設も古くなってきたということだそうでございます。

旧西郷町においても、私が参加している NHK 放送の大改修が平成 6 年から 7 年頃おこないまして、またその時の 49 年の設置の時にも町の助成を受けて取り組んだと記憶しております。

この助成制度が、隠岐の島町になってから無くなったというふうに聞いておりますが、その経過を、旧村時代から合併時、合併後、どのような経緯でなくなったのかお聞きしたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

齋藤議員の「テレビ共同受信施設整備補助金について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、合併前の各町村はそれぞれにテレビ難視聴対策事業に取り組んでこられたところでありますが、合併時にこの件に関する補助金交付要綱が残っていたのは旧西郷町だけだったようでございます。

合併協議では、企画財政部会でこの件に関する検討が成されておりますが、なされた結果、難視聴対策事業の必要性は建設計画に盛り込みつつ、要綱については廃止とされたところでございます。

これは、合併協定書の中で、各種補助金制度の取り扱いとして、補助金の目的や効果などを精査のうえ新町において調整するという基本方針が確認されておまして、その方針に沿った措置だったのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

4 番（ 齋 藤 幸 廣 ）

町長の答弁の中で、難視聴対策事業の必要性は建設計画に盛り込みつつ要項については廃

止すると、そして新町で補助金の目的、効果などを精査の上、新町において調整するという基本方針が確認されたと。

1 つだけ質問させていただきます。新町において調整するという事は、具体的に新町になってから検討されたのでしょうか。調整が。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えいたしますが、調整作業がなされたかということではありますが、実はそれがまだなされていないということでありまして、検討するなかで新たにまた方向が出されるものというように解してよろしいかと思えます。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

調整がまだ具体的にされていないことを確認いたしまして、次に移りたいと思えます。

冒頭にも述べましたように、今、ブロードバンドゼロ地域の解消を目指して、地域情報通信基盤整備促進交付金事業というのが始まるうとしておりますが、この事業ではブロードバンド対策だけに取り組み、放送の方、この中には具体的にはテレビ難視聴対策、自主放送、IP 告知システム等のメニューがあるそうですが、そういうものには隠岐の島町は取り組んでいないということだそうです。

しかし、先ほども述べましたように新町建設計画のなかでは、難視聴対策について触れております。そこでは、公共ネットワーク重点プロジェクト 4 として、地域公共ネットワーク整備事業の中でこういうふうに述べられております。「また、光ファイバーの敷設はテレビ難視聴地域対策の選択肢のひとつであり、将来の CATV による自主放送へのステップとなる。」と記されております。

そして、この前策定されました「隠岐の島町総合振興計画」の中でも第 2 章の現状と課題ということのなかで、第 2 として情報通信の中で次のように記されております本町においては 33 地区、全世帯数の 35 %に当たる 2,600 世帯がテレビの難視聴地区となっております。

地上波放送のデジタル化に向けて、共同受信施設のデジタル化に対応のための改修が必要となっています。一部の共同受信施設では送信ケーブルなど施設の老朽化が進んでおり、全面的な改修が必要となっている。」というふうに記されております。

この総合振興計画の中でも、町としては難視聴対策、難視聴地域解消ということが、ひとつの町の抱えている課題として挙がっていたわけではありますが、今回この光ファイバーの事業においては、ブロードバンドゼロ地域の解消だけを目的とした事業だけになっております。

何故、そういうふうになったのかという疑問がわかざるを得ませんが、21 年 5 月 20 日

は県のほうの事業「経済対策支援説明会」、ICP 交付金事業、これは地域情報通信基盤整備推進交付金事業といいますが、この説明会が行われたと聞いております。

また 6 月 5 日には、町の今の事業の要望書を提出しております。この間、難視聴地域の解消ということが課題であるという認識を持っていたのですから、放送のほうへの取り組みも当然、検討されたと思います。それとも頭から除外されていたのか。もし検討されたのなら、どこで、どのように検討されたのか。

この通信の放送、両方に取り組んだ場合の総事業、あるいは財源内容、後年度負担など示して、検討内容を説明願います。

また、それを検討する中で、これは放送部分には取り組まないという結果が出たということですが、その検討の結果の中でこのチャンスを活かして将来のために高速通信、自己負担分の少ないこの事業を活かして、今、高速通信インフラ網を次の世代に残していくという発想は生まれなかったのでしょうか。

また、町の負担だけでなく難視聴地域のことも考えたら地区全体の負担、そういうものを総合的に、また長期的に考えたら全体の負担は軽くなるというような発想は出てこなかったのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

どのような検討がなされたのか、どこで、どのような検討が成されたのかお答えください。

番外（町長 松田和久）

分割 2 点目の地域情報通信基盤整備交付金事業に関するご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ご案内のとおり、本町では先年度から、国の地域情報通信基盤整備推進交付金事業を導入し、光ファイバー通信網整備事業を今進めているところでございます。

議員のご質問は、本町の事業ではインターネットを主とする通信のみの整備となっておりますが、テレビ難視聴対策などをこの事業で整備することは検討しなかったのか、とのご質問かと思っております。

この点につきましては、検討はいたしましたその結果、この事業では通信のみを整備しテレビ難視聴対策については別途対応していこうというのが結論として出たわけでありまして。

今回の事業内容を検討する段階では、五箇地区などにおいて、NHK や国の補助事業を取り入れた地上デジタル受信のための整備計画が進んでおりましたことや、今回の事業に係る町の後年度負担を出来るだけ抑えたいことなどがその理由であったかと思っております。

テレビ難視聴対策を含めた事業の場合、財源内容、後年度負担につきましては詳細な積算

は行っておりませんが、先進地の事例などを参考にいたしますときに、事業費につきましては現在の 1.5 倍以上になるものと思われます。また受益者負担につきましては、県内の他の事例では、インターネットなしでテレビ放送を受信するためには、月 2,100 円から 2,500 円程度の加入者負担金が必要となってまいります。維持補修のための後年度負担や将来の施設改修などの費用は不確定な要素が多く、現段階での正確な算出が極めて難しいのが実情でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

4番(齋藤幸廣)

今の回答の中で、2 つほど納得できない部分がありますので質問いたします。

検討の結果、「この事業では通信のみを整備し、テレビ難視聴対策については別途対応していく」という結論でありました。」と言っておられますが、その後のところで「テレビ難視聴対策を含めた場合の事業費、財源内訳、後年度負担につきましては詳細な積算はおこなっていません。」と言われました。

どういう検討をしたのか、積算もしない、後年度負担とか、事業費等してみないで、後年度負担は出来るだけ押さえたいと、そういうことが言えますか。

特にこういう施設を作る事業については、後年度負担というものは必ず出てくるものなのです。難視聴対策の分を含めたとしても、後年度負担は増えてくるでしょう。

本当に、町のこれからの中期的な財政問題を考えていかなければならないと思いますが、そういう事も含めた上で・・・検討するということはそういうことではないですか。

私は、そこでは本当の検討がされなかったんだというふうに捉えるのが、町議会、あるいは町民のいきつく考えだと思います。

事業費については 1.5 倍以上と、こういう試算がいつだされたのか、実際、積算はやってないと言いながらこういう説明がありました。これはあとから考えられたことじゃないかなあというふうに考えざるを得ません。

インターネットなしでテレビ放映を受信するためには、月 2,100 円から 2,500 円の加入者負担が必要となると、この数字はいろんなブロードバンド以外の事業、いろんなメニューがあるわけですが、そういうもの全部入った場合にこれ位の値段がでてくるだろうということだと思っております。

またもうひとつ、この私が言っていることについての町長のお考えはどうかということ。五箇のことですので、もう整備事業が進んでいたということですが、この総務省の事業というものが、町が正式に説明を受けたものが 5 月、もう 4 月の段階、あるいはそれ以前にもい

ろんな情報が入ってきたはずなんです。それはNTTとか、総務省とかからいろんな情報が入ってきて、町村では認識していたはずなんです。

私は、それは他の町村で聞いてきましたが、4月の段階ではもうこういう事業が始まるんだと、21年度は・・・という認識はしていたはずなんです。そういうことがあるにも係わらずこういう具体的な検討がなされなかったということ。

それから4月の段階でそういう認識ができておれば、五箇の事業というのは正式に契約したのは確か7月のはずです。

本当に4月、3月下旬の段階でわかっていたら、五箇の事業も「ちょっと待て。」ということも出来たはずなのです。私は済んでしまったことを、こうして聞いても何にもならんと言われる方もおられるかもしれませんが、いろんな事業を進めていく上で、これからも、やり方についてはもう少し考えていかなければ大変なことになるという認識のもとで、質問しておりますので、是非そのところ町長にお答えを願いたいと思います。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたします。

このことについてあまり協議、検討がされていないことは無かったということでありますが、担当課の方ではいろいろと相談をされたようでございます。

議員仰せのように、後年度負担ということになるとかえって、今やらないと後の方が大きくなるのではというご指摘ではありますが、そういったこともあるかも分かりませんが現段階としては、取り掛かっている部分もあるということもあって、今回はこれだけにしようという結論に進んだということございまして、今度また、どうせ次の段階では必要になってまいるかと思いますが、その時点で改めて考えていくべきではないかというように、考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

4番（齋藤幸廣）

今の回答の中で、担当課としては、あるいは町としては検討はしたんだということですが、今の私の説明で詳細なランニングコストとか、いろんな事業費とかやった場合に難視聴対策を含め、あるいはテレビ放送の部分も含め、町がやるテレビ放送とかIP告知システムとかをやった場合のシュミレーションはせずにおって、検討したとは絶対言えませんので。

ただ、ランニングコストが高くなるからとか、先ほども町のことだけでなく全体として、総合として考えた場合といったのは、テレビ組合の施設、単純に計算してもこれから25年間ですべて改修していかなければならないわけです。これを今の五箇の方式で計算していくと、

1 世帯あたり 55,000 円位だと、それが 2,600 世帯あるわけですから安く見積もって 1 億 4,300 万円位ですよ。NHK として計算しておりますが。

これを自主共聴をやっている人を含めていくと、もっと大きくなるのです。こういう負担が 20 何年間でやっていかなければいけない。それは町の負担分、あるいは受益者の負担部分もでてくるかもしれませんが、全体として考えても、今この事業が 9 割以上みてもらえるそういう事業の中で取り組んでいく課題ではなかったのでしょうか。

いつも、ここで議論になるのですが、事業を進めるときには「まちづくり基本条例」との真髄はなんですか。情報の共有と協働ですよ。

情報の共有、その事業の内容について、本当に隠岐の島町のこの庁内でも情報が共有されていたのですか、この ICP 交付金事業についての、総務省が考えている事業全体のメニューについて。

それから、事情としてブロードバンドサービスを提供しなさいという声が大きかったために、それが先行に進められていたという状況があったんですが、大きい声だけではなしに声なき声、弱者の声を拾いあげるのが、こういう言い方おかしいかも知れませんが、政治を志すものの役目じゃないかなあと思います。そういうことにアンテナを広げていく、職員も含め町長も、我々議会もそういう姿勢で臨まなければならないと思います。

細かいことは、いろいろ担当課と話合っていきたいとおもいますが、次の難視聴対策これからどうなっていくのかになるのですが。

今、県下の市町村の取り組みの状況をみますと、西ノ島、知夫以外の市町村は全て、難視聴対策に取り組んでおります。また自主テレビ放送等、いろんなものに取り組んでおります。

隠岐の島町だけが、島根県においては取り組んでない。鳥取県では、この事業を進める市町村の半分以上位が取り組んでおります。

そういうことも踏まえた上で質問しますが、この総務省の事業は 23 年度から 1 つの柱はこの施設を利用した効果的な利用の方法、ソフト事業も続けていくという、切り替わっていくという方針をだしているそうです。

総務省から得た情報によりますと、総務省は本年度のような事業についても予算要求をすと言っております。情報の格差を避けたいという国のひとつの方針ですので。

今、難視聴対策については別途対応するという回答でしたが、この事業が続くなら隠岐の島町としてはもう一回考えてみる必要があるのではないのでしょうか。今やっている事を変更するのは難しいかも知れませんが、追加するとか、そういうかたちでの取り組みが出来ない

かどうかも含めて、難視聴対策を検討していただきたいと思います。

町長のご所見はいかがでしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

再々質問にお答えいたします。

こういった事業が、今後引き続き総務省のほうであるとすれば、これはそういう事も含めて私ども前向きに取り組んでいくべきではないかと考えておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

4番（ 齋藤幸廣 ）

最初の質問でも言いましたが、共同受信組合、NHK も含め地域の自主的な組合も含めまして、非常に高齢化が進んでいるという状況があるわけです。

また、今回の五箇の場合でも確か年間 3,600 円の維持管理費を集めて基金を積み立ててきたのですが、それでも足りなくて、再度 2 万円から 3 万円の負担をしなければならなかったという事実があるわけでございます。

また、この共同受信施設をもっている組合の地域というのは、非常に高齢化が進んでいる地域と受け取っていいと思うのです。そういうことの中で、五箇の場合まだまだ良かったのは公共の施設というのが、相当なウェイトを占めております。公共の施設が 50 に近い。

新しいところは新規加入した場合には、加入金を取ることによって基金を増やしていったという側面もあったわけですが、公共的な施設の少ない人達については自分達だけで数を維持して、負担していかないといけないということですので、このことについても是非、町長、執行部全体の問題として捉えて、どうすべきか、いろんな手法をもう一度取り組んでいただきたいということで、お願いと町長の所見を伺いたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

分割 3 点目のテレビ共同受信施設改修に対する支援、高齢化が進んでいるに、何とかするお考えはないかについてお答えいたしたいと思います。

本町のテレビ共同受信組合には、NHK と受信施設を共有する NHK 共聴組合と、地区独自で施設を所有する自主共聴組合、こういった種類があるかと思えます。

NHK 共聴組合の場合は、地上デジタル対応や施設更新につきましては、NHK が相当部分を負担することになっております。

自主共聴組合の場合は、地上デジタル対応のための改修については、国の補助制度がございます。町も上乘せをし、支援し現在整備が進んでおりますが、老朽化に伴います施設の更

新については、現在のところ補助制度がないというのも実態であります。

町内の共聴組合は、設立された経緯、運営形態、負担割合、老朽化の度合い、地上デジタルへの対応方法などが多種多様であるかと思えます。

老朽化に伴います施設の更新に関しましては、五箇地区のように既に整備の進んでいる地区もございますが、今後更新が必要となる地区が出てくるものと思われま

す。NHK 共聴の場合は受益者負担が 5 から 6 万円だそうでございます。自主共聴の場合は更に高額になることが予想されるわけでありま

す。実態をよく調査し、NHK や国の補助事業などを取り入れながら、地域バランスの取れるように町の支援策を、今後検討してまいりたいと、このように考えますのでよろしく願いをして、回答に代えさせていただきます。

4番(齋藤幸廣)

私の質問が、分割 2 と 3 が混んがらなくなってしまいましたが、この光ファイバー地域情報通信整備推進交付金事業ですか、この分も含めて難視聴対策、もう一度考えていただきたいということを申し添えて終わります。

議長(米澤壽重)

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日、9月22日は、定刻より質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 15時45分)

以 下 余 白